

327  
1006



始



伯 爵柳澤保惠閣下序  
法學博士花房直三郎閣下序

阪

本

敦著

小公式統計制表法

柳澤統計研究所刊行

327-1006



阪本 敦著

小式統計制表法

柳澤統計研究所刊行

大正  
6. 8. 2  
内交



淡路島



序

阪本敦君は福島縣の人、嘗て内閣統計局、臺灣總督府臨時臺灣戶口調査部、東京市役所臨時市勢調査局等に勤務し、後東京市技師とある。其間始終一貫、専門の研究調査に従事し、孜孜として倦まず。大正二年夏柳澤統計研究所創設に際し、君に主席委員の椅子を與へ、専ら人口及社會統計に關する各種材料の蒐集及整理に従事せしむ。君能く余の意を體し、職務を重んじ勉勵

二  
倦まず、而して寸暇あれば讀書に餘念なく又他事を顧みず。實に君の如きは統計界罕に見る篤學の士と云ふべし。今般上木せる小票式統計製表法は、舊稿の校訂と稱すれども、其實殆んど新著の觀あり、是れ豈學理と實務とに精通せざる者の敢て能くする處からんや、阪本君にして始めて此著ある、決して偶然にあらざるあり。抑統計的材料は、單位式徵收法に依りて、蒐集するを最良とす、而して小票式を以て之を製表

するに依りて、更に一段の効果を顯す者とす。然るに世上舉て統計の實用を説き、其効績の顯著あるを唱道せるに係らず、能く單位式徵收法に依りて、其材料を蒐集するもの、果して幾何かある。又假令之を蒐集し得るも、小票式を用ひて製表し得るもの、亦果して幾何かある。數へ來れば多くは皆是れ無系統、無組織の集合物にして、製表の如き亦無意味の虚數の排列に過ぎざるにあらずや。此時に際し本書の編述は、

時勢の必要に適應し、其多少益する事あるべきを  
信じ、本研究所事業の一として之を刊行し、廣  
く統計の實務に従事するの士の參考に供せんと  
す。此くの如きは一面、斯學の發達を裨補し、  
他面、著者をして其學に倦まざらしむるに足ら  
んか。一言以て序とす。

大正六年六月上院

柳澤統計研究所總裁  
伯爵柳澤保惠識

### 序

統計調査ニ於ケル所謂ル單位原則ハ調査方法上  
歐米近世ノ一大進歩ト稱スル所ナリ而シテ製表  
ニ統計小票ヲ用フルハ即チ單位原則ヲ製表ニ及  
ホセルモノニシテ單位原則延長ノ極ト謂フヘシ  
蓋シ小票ニ依ル製表ニシテ始メテ製表ノ正確ヲ  
保シ其ノ精密ヲ望ムヘキナリ本邦統計調査中單  
位原則ヲ勵行スルモノ從來甚タ稀ナリ其ノ調査  
製表トモニ稍大規模ナルモノハ明治三十二年以

來内閣統計局ニ於テ施行セル日本帝國人口動態  
統計及死因統計ヲ以テ嚆矢トシ次テ臺灣ノ臨時  
戸口調査東京市熊本市其ノ他數市區郡ノ市區郡  
勢調査等僅々數指ヲ屈スルニ過キス本邦統計ノ  
進歩尙甚タ遅々タル以テ見ルヘキナリ阪本敦君  
此ニ慨スル所アリ頃者一書ヲ著ハシ題シテ小票  
式統計製表法ト曰フ柳澤伯爵ヲ介シテ序ヲ余ニ  
請フ君ハ曾テ帝國人口動態統計調査創始ノ際内  
閣統計局ニ在テ統計小票ニ依ル製表技術ヲ練習

二

シ次テ其ノ技ヲ以テ臺灣臨時戸口調査東京市々  
勢調査ノ製表ニ從事シ今又柳澤伯爵設クル所ノ  
柳澤統計研究所ニ在テ神戸市々勢調査並ニ華族  
調査等ニ於ケル結果ノ製表ヲ擔任セリ抑君ハ製  
表ノ實務ニ當ルコト十數年既ニ箇中ノ甘苦ヲ喫  
ス故ニ書中多年ノ實驗ヲ叙フル所ハ頗ル肯綮ニ  
當レルモノアリ尋常耳食ノ徒ノ企及スル所ニア  
ラサルナリ余未タ書中ノ詳ヲ悉クスニ違アラス  
ト雖蓋シ本邦統計ノ進歩ニ裨益スル所少ナカラ

三

サレハキヲ知ル乃チ欣然其ノ請ニ應シテ序スト  
云フ

大正六年仲夏

法學博士 花房直三郎

自叙

嘗・明治三十七年のことなりき。統計小票に就いてなる題目の下に、余の従事せる内閣統計局に於ける、人口動態統計製表の順序を基礎とし、小票を以て統計表を作製するの手續を略述し、之を統計集誌に登載したることあり。爾來十有餘年、其の間、靜態統計としては、臺灣の臨時戸口調査及東京市の臨時市勢調査に従事して、其の製表事務を擔任し、動態統計としては、臺



二  
灣及東京市に於ける、人口動態統計の基礎を定  
むるに當り、亦之を擔當せり。然り而して得る  
所のもの鮮しとなさず。常に彼の統計集誌に掲  
載したるもの、不備なるを覺知し、之を訂正せ  
んとすること一再に止らず。昨年適・閑を得て  
稿を起し、之を集誌に寄せ、大方の教を乞はん  
とし、が、書肆の之を印刷に附せんと乞ふもの  
あるに及びて、讀者を誤ることあらんことを虞  
れ、遂に花房博士の校閲を乞ひ、茲に漸く其の

稿を脱せり。然かも何の幸ぞや、柳澤伯爵に之  
が序文を乞ふに及びて、其の乞を容れらるるの  
みならず、之を柳澤統計研究所をして、刊行せ  
しめらるゝの恩命を得たり。加之、花房博士亦  
其の金玉の文を以て、其の卷頭を飾るの榮を賜  
ひ、錦上更に花を添ふるの概なくんばあらず。  
然れども、本書固より完全なりといふ可からず、  
然かも其の何れの點に缺陷あるかの、豫・之を  
知るに難し。讀者幸に之を指示せば、再・版を

改めて、讀者に見ゆるに及びて、始めて其れ完  
璧とすることを得んか。

大正六年六月中旬

著者識す

其の余五の文を以て其の巻頭を前巻の巻頭と  
す。其の巻頭の文を以て其の巻頭の文とす。其の  
巻頭の文を以て其の巻頭の文とす。其の巻頭の  
文を以て其の巻頭の文とす。其の巻頭の文を以  
て其の巻頭の文とす。其の巻頭の文を以て其の  
巻頭の文とす。其の巻頭の文を以て其の巻頭の  
文とす。其の巻頭の文を以て其の巻頭の文とす。

### 小票式統計製表法目次

#### 第壹篇 總說

- 第一章 小票式統計製表法應用の範圍
- 第二章 統計學上の名目の一斑

#### 第貳篇 統計材料徵收法

- 第三章 小票式徵收法
- 第四章 目錄式徵收法
- 第五章 目錄式の異例
- 第六章 小票式徵收法と目錄式徵收法との得失

#### 第參篇 統計小票作製法の要義

- 第七章 小票作製の二方法

目次

一

頁六  
一  
三  
一  
二  
一  
一  
二  
六  
六  
六  
六  
六  
九

第八章 小票の様式

七〇

様式の一

七一

様式之二

八七

第九章 小票様式中手續上必要事項

九三

第十章 小票様式に關する二三の注意

九六

第十一章 小票の形状

一一〇

一、 大小

一一〇

二、 紙質

一一一

三、 印刷用インキの色

一一二

四、 記入用墨色及其の書體

一一四

第十二章 小票の調製及配布

一一六

第四篇 製表の準備

第十三章 小票式徴收法に於ける準備

一二三

一、 小票の授受

一二四

二、 小票の検査

一三四

三、 符號の記入

一三九

四、 小票の組換

一四五

第十四章 目錄式徴收法に於ける準備

一四七

一、 検査

一四八

二、 小票の謄寫

一四九

第十五章 製表用紙の調製及用法

一五五

第十六章 分類函の調製及用法

一六一

第五篇 製表

第十七章 監督數

一六七

第十八章 分類及計票

一七〇

第十九章 製表の順序

一七四

第二十章 年齢算出法

第十八章 各種統計表

第十九章 附章

改訂職業類別

第十六章 死亡原因類別

第十五章 小票の調査

第十四章 小票の調査

第十三章 小票の調査

第十二章 小票の調査

小票式統計製表法目次

小票式統計製表法

阪本 敦著

第一章 小票式統計製表法應用の範圍

小票式統計製表法といふは、統計の技術に屬するものであつて、製表法中に在りても、此の方法は其の應用範圍最廣く、従つて最重要なる且最興味ある仕事である。然しながら其れだけに亦其の方法は餘程複雑である故、充分なる注意を以て秩序よく之を處理せねば、遂に收拾し能はざる様なことが出來、結局徒勞に歸すること、ならぬともいへぬ。依りて今其の實行を試みんとする人の爲に、其の憂なからしめんが爲め、茲に其の順序及方法を述べようと思ふのであるが、其の前に鳥渡其の應用し得らるゝ範圍に就いて一言して置かねばならぬ。

第一章 小票式統計製表法應用の範圍

然らば其の應用範圍は如何といへば、苟單位觀察の結果が其の儘材料となつて居れば、何れも皆此の方法に依りて製表し得るのである。單位觀察といふのは、例へば人に就いていへば、特に之を調査するなり、戸籍簿杯に就いて調べらるなりすれば、一人々々に就き、男であるか女であるか、何時生れたか、配偶があるか無いか、杯迄、正確に觀察する。斯様に一人々々に就き觀察するのが、即單位觀察である。之を一人毎に一枚の小票に記入し置けば、其の觀察し得た事項に就いては、如何ある表でも作製し得らるゝのである。

これは人に就いての例であるが、他の事柄に就いても亦同である。即火災の如き、一事件毎に出火の時日、其の原因及場所、建物の種類、焼失坪數、風位等を觀察して、一定の小票に記入して置けば、一年の後には最詳密なる火災統計を作製することが出来る。其の他各學校の學生生徒に關する統計等は、小票式に依りて製表すれば餘程簡單である。且是は製表以外にも便利がある。外でもない元來小票式製表法に於いては、一回所要の統計表幾表かを調製すれば、其の小票は不用に屬するものが多いのであるが、學校に於いて作製したる學生又は

生徒の單名票即一人毎に作製したる小票などは、一回之を作れば、學生生徒の所謂「カード」式帳簿ともなりて、其の學生生徒の卒業する迄は勿論、卒業後校友とあつて後迄も用ひることが出来るのであるから、一舉兩得であるのである。昔徳川幕府時代に、材木を調査するのに小票を用ひたといふことを聞いたことがあるが、獨材木の調査のみではなく、牛馬其の他の家畜調査でも、米麥其の他の農産物調査でも、苟統計表にするものであれば、小票式に依りて製表し得ぬものはないのである。故其の應用範圍は非常に廣くして、大抵の統計表は、悉皆小票式で出来るといふてよい位である。但し粗雑な統計表の作製には、小票を作るにも及ばぬことがあるけれども、細密なる組織の統計表に至りては、小票式に依るにあらざれば、殆製表することが出来ぬといふてもよろしい。

## 第二章 統計學上の名目の一斑

統計には統計にのみ用ひる名目や言葉がある、小票式統計製表法を研究するには、之をも一通り知つて置かねば鳥渡不自由なことがある、依りて先本篇

統計の仕事  
調査狭義

製表  
論究

動態調査

動態調査

に必要な位の程度で少しく之を述べ、而して後本題に入ることとする。  
 先統計の仕事といふものは、第一に材料を集めること、今假りに之を狭義の調査と名づけん、廣く次きの製表論究迄も含めて、調査と概稱することあり、之に對して今假りに狭義といふ。以下單に調査といふ場合は此の狭義を指す。次に統計表を調製すること、即製表、更に其の次は其の統計表に依りて觀察研究する事、是亦假りに之を論究と名づけん。以上三段の仕事であるが、今茲に説かんとする所は、其の中の製表する方法である。而して之と關聯して自然集める方法も多少は述べねばならぬこともある。それは追々述べることにする。  
 次に統計の調査には、靜態と動態との區別がある。靜態の調査といふは、或事物の瞬間に於ける状態を、丁度寫真に撮つた様な工合に調査すること、動態の調査といふは、斷えず活動變移しつゝある状態を調査することである。それ故靜態の統計表には、大抵何年何月何日調杯としてあるが、動態統計に在りては、何年何月何日と一定すべきものでない故、或一期間を劃して順次表章して行かなければならぬ。で、大抵は一ヶ年位を一期として製表してあつて、單に

第一義統計  
第二義統計

何年、又は何年何月より何年何月に至る杯としてあるのである。彼の明治三十八年に施行した臺灣の戸口調査や、同四十一年に施行した東京市又は神戸市の市勢調査杯は、其の施行した年の十月一日又は十一月一日の午前零時に於ける瞬間の状態を調査したのであつて、之が純粹の靜態調査といふべきものである。而して内閣統計局に於いて、去る明治三十二年以降、引き続き調査して年々發表する所の人口動態統計は、其の名の語るが如く、動態統計の最たるものである。  
 統計上より單位觀察を爲す場合の仕組に就き、獨逸のグラルグ、フチン、マイヤ氏は「ブリメトレ、スタチスチック」と「ゼクンデレ、スタチスチック」の二つに區別して居る。之を花房博士は第一義統計、第二義統計と譯されて居る。第一義統計といふのは、統計的觀察を爲さんが爲特に調査すること。第二義統計といふのは、別に必要ありて調査したものより、統計材料を得る場合をいふのである。而して前に擧げた處の臺灣の戸口調査や、東京市の市勢調査杯は、第一義統計で、統計局の人口動態統計は、第二義統計である。

地方分査法

統計表を作製するに二つの組織がある。一を地方分査法といひ、一を中央集査法といふ。地方分査法といふのは、例へば國の統計表を作るのに、各市町村をして、其の市町村に在る處の或材料に依り、所要の統計表を作らしめ、而して其の統計表を、或は府縣を經、又は經ずして直接にても、兎に角地方機關で一旦統計表を作製して、其の統計表を中央官廳に集め、合計して全國の統計表を作るといふ仕組である。

中央集査法

中央集査法といふのは、市町村なり府縣なりから、統計表でなく、單位觀察の結果の儘の材料を、直に中央官廳に集め、中央官廳に於いて統計表を調製するをいふのである。

地方分査は中央集査の利益に及ばず

此の地方分査、中央集査の二方法の利害得失に就いては、多少の議論はないでもないが、分査は到底集査の利益に及ばないことは、既に明なることであるが、しかも今尙我が國の中央各官廳では、地方分査を採用して居るのは何故であるかといへば、各地方に於ける單位觀察の結果のまゝの材料を、其の儘中央に徴收することが出來ない爲であると思はるゝ。それで其の中央に徴收す

我が國に於いて中央集査の利益に及ばず

表式徴收法

ることの出來ぬといふことには、自二つの意味がある。一つは中央の經費が崇まる爲、知りつゝ出來ぬもの。他の一つは材料で徴收して、之に依りて製表する方法を知らぬ爲ではあるまいか。材料で徴收し、之に依りて製表する方法とは如何なることであるかといへば、本篇に於いて説かんとする所の小票式統計製表法のことである。

材料徴收にも亦二つの方法がある。一は表式徴收といひ、一は假に單位式徴收と名づけて置かう。表式徴收といふ方法に於いては、單位の調査に關する方法は、其の大躰だけを示して別に委しく示さず、唯統計表の様式を中央で制定して、此の様式に相當する調査を如何様にかして仕遂げて、其の様式に數字を記入して出せと、地方機關に命ずる方法であつて、極めて幼稚な仕方である。殆ど方法ともいへぬが、然し本邦統計の徴收方法は、今尙之である。材料は統計表になつて出るのであるから、製表組織が地方分査であることはいふ迄もない。抑單位調査に關する方法が一定せぬ時は、其の結果が區々になることは、少しく統計の心得ある者は誰も知つて居る所である。又製表の際も一定の組織

## 單位式徵收法

に依らねば、甚誤謬を生ずるものであるといふことも、同じく統計の心得ある者の誰も知つて居る所である。然るに今此の表式徵收の方法は、單位觀察も、製表の仕事も、總べて多數の地方機關に打ち任せる仕方であるから、其の結果の正確を保し難いことは勿論で、即甚幼稚の方法たる所以である。然し調査の事項が僅少で、表式の構成が簡易な場合は、此の方法も亦全く實用に適せね程でもない。

次に單位式徵收法といふは、單位調査の方法を精細に規定して、是に依りて單位に就いて調査した結果を、一單位ごとに明細に分る様に一定の用紙に、一旦書き上げる。是が統計の原材料となるのである。其の用紙の式は之を大別すると小票式と目録式の二つになる。小票式といふのは、一單位の調査の結果を一單位ごとに、一枚の小票に書き取るのである。又目録式では、數單位の調査の各の結果が、一枚の紙に目録の様に並列して書き取らるゝのである。斯く單位調査の結果が、一つ々々明細に分る様になつた材料を、製表前に先づ徵收する。是が單位式徵收法である。而して一面には單位調査の方法が詳細に規定せら

小票式  
目録式

れ、一面には其の各單位が、一つ々々明細に分る様に材料が出来る。是が統計材料の正確を保する一大進歩である。それに依りて統計表を製するのであるが、其の製表組織は地方分査にもすることが出来る。即此の單位調査の結果に依りて、地方機關で統計表を製して、之を中央機關へ提出すれば、地方分査の製表組織である。是は實例もある。然し之を中央集査にして始めて一段の効用を増すのである。即此の單位調査の結果を記入した用紙を其の儘、之を中央に集めて中央に於いて製表するのである。記入した用紙即目録式材料なり、小票式材料なりを其の儘中央に集めて、一單位ごとに検査する。此の検査は一定の組織に依りて行はるゝが故に、要所々々の検査が行届く。根本の材料が正確になる。それから製表に著手する。製表も亦一定の組織の下に行はれるから、區々に涉るといふ弊は、主義上絶対に之を避けることが出来る。又製表の際に起るべき誤謬も、組織的に監督せられて大に減する。而して其の製表機關は、他の煩雜なる事務を持つて居る機關と違ふから、充分細密なる統計表を製する事が出来る。そこで、中央集査にして始めて近世統計の要望するが如き、正確にして細



密なる統計が出来ることになるのである。然し單位式徵收法が行はれねば中央集査は行へぬ。中央集査が行はれて單位式徵收法の効用も、亦始めて完全となる。二者の關係は斯様な譯で、而して學者は此の二者を目して、歐洲近世に於ける統計の二大進歩といふて居る。

## 第貳篇 統計材料徵收法

### 第三章 小票式徵收法

本書題して、小票式統計製表法とはいふものゝ、製表の仕事に就いてのみ述べて、其の材料の徵收法を述べんでは、製表法を説くに當り聊隔靴搔痒の憾あるのみならず、首尾全からざるの嫌なしとせず、依りて本篇に於いて之を説くことゝした。

前篇第二章に於いて、材料徵收法に表式徵收法と單位式徵收法の別があることを申したが、表式徵收法は本書に關係がない。單位式徵收の材料にして、始めて製表に小票の應用といふ問題が起る。特に之を中央集査にする場合に於いて最必要が起るのである。依りて少しく單位式徵收法の實例を示すであらう。

單位式徵收法に、小票式と目錄式と二様の式があることは、是れ亦前篇に述べた通りであるが、前者即小票式徵收法の例は、第一義統計の仕組に在りては、

明治四十一年に實施した東京市及神戸市の市勢調査に採用した方法で、第二義統計の仕組に在りては、明治三十二年以來内閣統計局で徴收して居る、人口動態統計材料の徴收方法杯であつて、後者即目録式徴收法は、明治三十八年及大正四年に實施した、臺灣の臨時戸口調査で採用した方法杯が、何れも適例であらう。依りて今左に是れ等の徴收方法を簡單に説明しようと思ふ。

そこで先づ第一義統計の仕組に於ける、小票式徴收法から説くこととする。而して其の例は申す迄もなく、前段に擧げた東京及神戸の兩市で施行したものの、外他には無いのである。故、兩市の分を共に掲ぐべきであるが、二者何れも大同小異であるを以て、東京市の分のみを掲ぐることにし、其の異つて居る點に對してのみ特に説明を加へることとした。

東京市市勢調査條例

第一條 明治四十一年十月一日午前零時ニ於ケル各所帯ノ現在者並一時不在者ニ付キ左ノ事項ヲ調査スル爲明治四十一年九月一日ヨリ同年十月六日ニ互リ本市内ニ市勢調査ヲ施行ス

一、氏名、性別、年齢、出生年月日、婚姻關係、職業、生計ノ途、本籍地、但外國人ハ其國籍ヲ示ス

二、生計ノ途、職業、職業ノ種類、職業ノ場所、職業ノ時間、職業ノ種類、職業ノ場所、職業ノ時間、職業ノ種類、職業ノ場所、職業ノ時間

三、一時現在者ノ居住地、一時不在者ノ行先地

第二條 同一ノ場所ニ居住シ家計ヲ共ニスル總員ヲ以テ一ノ所帯トス。一ノ所帯ニテハ、家計ヲ共ニスルモ居住ノ場所ヲ異ニスルモノハ各別ニ一ノ所帯ト看做ス。家計ヲ異ニスル同居者モ亦同シ

第三條 左ノ各所ニ寄寓スル者ハ其一箇所毎ニ一ノ所帯ニ準ス

一、寄宿舎

二、合宿所

三、下宿屋

四、旅入宿所

五、木賃宿所

六、病院

七、各種ノ救護所

八、船

九、其他類似ノ所

第三章 小票式徴收法

小票式統計製表法

一四

第四條 所帶主及準所帶ノ管理者又ハ之ニ準スヘキ者ハ本條例ニ依ル調査ニ對シ誠實ニ答申スル義務ヲ有ス  
 第五條 天災地變其他避クヘカラサル事由ニ因リ第一條ノ期間内ニ調査ヲ施行スルコト能ハサル場合ハ其事由ノ止ミタル後之ヲ施行ス  
 第六條 本條例中規定ナキモノ及實施ニ必要ナル細則ハ市參事會之ヲ定ム

東京市市勢調査條例施行細則

第一條 市勢調査條例第一條ノ期間中九月一日ヨリ同月三十日迄ヲ準備調査ノ期間トシ十月一日ヨリ同月六日迄ヲ本調査ノ期間トス  
 第二條 市勢調査條例第三條ノ所帶中ニ同第二條ノ所帶アルトキハ各別ニ之ヲ調査ス  
 第三條 市勢調査ノ爲メ區劃ヲ定ムルコト左ノ如シ  
 根本區 現在ノ各區ヲ以テ之ニ充ツ  
 監督區 人口約貳萬トス  
 調查區 人口約壹千トス  
 根本區ニ監督長監督區ニ監督員調査區ニ調査員ヲ置ク  
 第四條 市勢調査執行ノ時間ハ日出ヨリ日没迄トス  
 第五條 市勢調査ニ於テ調査シタル事實ハ所帶票及人別票ニ記入スルモノトス其様式左ノ如シ

所帶票

市勢調査所帶票

(一) 區名	(二) 監督區番號	(三) 調査區番號	(四) 所帶番號	(五) 標準所帶名稱	(六) 所帶ノ所在地
	第 號	第 號	第 號		
(七) 人別票枚數	(八) 一時現在者	(九) 一時不在者	(十) 現在者	(十一) 常住者	
					男
					女
					計

明治四十一年十月

日調

調査員

市勢調査人別票

0	主								
1		4			7				
2		5			8				
3		6			9				
(一)	(二)	(八) 職				(五) 男女別	(三) 所帯ニ於ケル地位	(一) 所帯番號	(二) 氏名
地者一時不在	本籍地	業	副	本業		(六) 婚姻關係	(四) 生年月日		(七) 縁組關係
		四第	三第	二第					
(三) 地者一時常在	(十) 出生地								

第六條 宮城離宮、皇族邸、御料地、各國大使館、同公使館、同領事館、兵營、軍艦、水電艇、陸海軍諸官衙、學校、病院、及監獄留置場等ハ本細則ニ依ラス別ニ之ヲ調査ス

東京市市勢調査執行規程

- 第一章 監督長、監督員、調査員
- 第一條 監督長ハ一根本區域ニ一名トシ市長之ヲ命ス  
監督長ハ根本區内ノ市勢調査事務ヲ掌理シ監督員及調査員ヲ指揮監督シテ調査ノ確實統一ヲ期スヘシ
- 第二條 監督員ハ一監督區毎ニ一名トシ監督長ノ推薦ニ依リ市長之ヲ囑託ス  
監督員ハ監督區内ノ市勢調査事務ニ從事シ調査員ヲ指揮監督ス
- 第三條 調査員ハ一調査區毎ニ一名、一根本區毎ニ豫備員トシテ若干名ヲ置クモノトシ監督長ノ推薦ニ依リ市長之ヲ囑託ス
- 第四條 調査員ハ調査區内ノ市勢調査事務ニ從事ス  
監督員及調査員ノ部署ハ監督長ノ具申ニ依リ市長之ヲ定ム
- 第五條 監督長ハ市勢調査ニ關スル諸規程ノ趣旨ヲ明ラカニシ事務ヲ訓練スル爲部下ノ監督員及調査員ヲ召集シテ打合テ爲スヘシ
- 第六條 監督員及調査員ハ市勢調査ニ關スル諸規程ヲ遵守シ誠實ニ事務ニ從事スヘシ  
監督員及調査員ハ調査事項ヲ尋問スルニ當リ懇切丁寧ヲ旨トシ苟モ隱微ヲ摘發スル等ノ言行ヲ爲スヘカラス
- 監督員及調査員ハ調査シタル事項ヲ濫ニ他人ニ漏洩スヘカラス

第三章 小票式徵收法

小票式統計製表法

第七條 監督長ハ市勢調査條例施行細則第三條ノ規程ニ依リ町丁目ノ境界又ハ道路、溝渠、番地等明確ニシテ調査ニ便宜ナル境界ヲ標準トシ根本區ヲ監督區ニ監督區ヲ調査區ニ分割シ各番號ヲ附シ左ノ例ニ依リ市長ニ具申スヘシ

區市勢調査區劃表

監督區番號	調査區番號		人口概數
	第一調査區	第二調査區	
第一監督區	第一調査區	町一丁目	一、三五七
	第二調査區	町二丁目	一、〇〇一
	第三調査區	町一丁目、二丁目	一、一二五
	第四調査區	町一丁目	一、四五五
	第五調査區	町二丁目	一、〇三〇
第二監督區	第一調査區	町ノ内自一番地	一、〇〇五
	第二調査區	町ノ内自二番地	一、二五〇
	第三調査區	町ノ内自三番地	一、三三九
	第四調査區	町同番地ノ内自	一、〇三七
	第五調査區	町同番地ノ内自	八五一

第三章 小票式徵收法

監督區番號	調査區番號		人口概數
	第一調査區	第二調査區	
第三監督區	第一調査區	町ノ内……病院ヲ除ク外一圓	一、〇七五
	第二調査區	町ノ内……病院	一、一二五
	第三調査區	町	七一八
	第四調査區	町ノ内……新道以北	一、二〇八
	第五調査區	町ノ内……新道以南	九八六

考	備
	第一監督區第四調查區ハ人口稍多キモ之ヲ分テハ境界不明トナルニ付一調査區ト爲シタリ
	第二監督區第五調査區及第三監督區第三調査區ハ人口稍少キモ之ヲ他ニ屬セシムレハ多キニ過クルニ付獨立ノ一調査區ト爲シタリ

第三章 準備調査

- 第八條 本章ノ事務ハ九月一日ヨリ同月三十日ニ至ル間ニ於テ執行スルモノトス
- 第九條 調査員ハ普ク擔當區内ヲ巡回シ住居シ得ヘキ家屋其他ノ建造物ニ就キ調査上便宜ナル順路ニ依リ號ヲ追ヒ遺漏ナク所帶番號札ヲ貼付スヘシ一個ノ家屋又ハ建造物内ニ二個以上ノ所帶アルトキハ各別ニ貼付スヘシ
- 第十條 調査員所帶番號札ノ貼付ヲ終リタルトキハ其番號ヲ列記シテ監督員ニ報告スヘシ
- 第十一條 監督員前條第二項ノ報告ヲ受ケタルトキハ實地ニ就キ貼付ノ遺漏ナキヤ否ヲ監査スヘシ
- 第十二條 調査員第九條ノ手續ヲ終リタルトキハ準備調査トシテ各所帶ニ就キ遺漏ナク調査事項ヲ尋問シ所帶票及人別票記入心得ノ規程ニ從ヒ之ヲ所帶票及人別票ニ記入スヘシ
- 第十三條 調査員前項ノ記入ヲ終リタルトキハ十月一日ヨリ同月六日ニ至ル間ニ於テ本調査ノ爲再

- ヒ來ルヘキコトヲ豫告シ十月一日午前零時現在ノ來容其他ノ一時現在者ニ就キ人別票各欄ノ記入事項ヲ遺漏ナク聞キ置クヘキコトヲ依囑スヘシ
- 第十二條 調査員ハ所帶及所帶主不在ノ所帶ニ限リ所帶票及人別票ヲ管理者又ハ所帶員ニ交付シ詳細ニ諸心得ヲ說示シテ記入ヲ依囑スルコトヲ得
- 第十三條 調査員所帶番號札ノ未貼付又ハ貼付洩アルコトヲ發見シタルトキハ第九條第一項ノ規定ニ依リ第一號ノ二號ノ三號ノ新番號札ヲ貼付スヘシ
- 第十四條 第九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス
- 第十五條 第十四條 調査員準備調査ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク之ヲ監督員ニ報告スヘシ

第四章 本調査

- 第十五條 調査員ハ十月一日ヨリ同月六日ニ至ル間ニ於テ本調査トシテ各所帶ニ就キ十月一日午前零時現在ノ事實ヲ調査シ之ヲ準備調査ニ於ケル事實ト對照シ相違アルモノハ十月一日午前零時ノ事實ニ依リ加除訂正スヘシ
- 第十六條 調査員ハ前條ノ手續ヲ終リタル所帶ニ就キ其ノ所帶ノ關外ニ日附及捺印ヲ爲スヘシ
- 第十七條 第十三條第一項及第十四條ノ規定ハ本調査ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五章 整理及檢査

- 第十八條 調査員本調査ヲ終リタルトキハ記入シタル所帶票及人別票ニ就キテハ誤記脱漏等キヤ否ヲ檢査シタル上所帶番號順ニ一括シ所帶票及人別票記入心得第五條第一項ノ規定ニ依リ除去シタルモノ其他書損等ハ殘餘ノモノハ別ニ一括トナシ左ノ目錄ヲ添ヘ直ニ監督員ニ送致スヘシ

調査員送致目録

一、記入ノ分所帶票  
人別票

.....枚  
.....枚

一、除去其他ノ分

一括

明治四十一年十月 日

.....區第.....監督區第.....調査區  
調査員 何 某 ㊟

第十九條 監督員前條ノ書類ヲ受領シタルトキハ所帶票及人別票ノ記入事項ニ就キ詳細  
検査ノ上調査區順ニ取纏メ左ノ目錄ヲ添ヘ調査ノ概況ヲ記シタル書面ト共ニ監督長ニ  
送致スヘシ

監督員送致目録

調査區名	所帶票枚數	人別票枚數
------	-------	-------

第一調査區		
第二調査區		
第三調査區		
第.....調査區		
第.....調査區		
第.....調査區		
計		
外 除去其他ノ分		.....括

右送致候也

明治四十一年十月 日  
.....區第.....監督區  
監督員 何 某 ㊟

第二十條 監督員前條ノ書類ヲ受領シタルトキハ監督區順ニ取纏メ左ノ目錄ヲ添ヘ調査  
ノ概況ヲ記シタル書面ト共ニ市長ニ送致スヘシ

監督長送致目録

監督區名	記入ノ分括數
第一監督區	
第二監督區	
第三監督區	
第四監督區	
第五監督區	
計	
外 除去其他ノ分	括

明治四十一年十月

區監督長 何 某印

第二十一條 市勢調査條例施行細則第六條ニ掲グル個所及本市ノ區域ニシテ水上警察署ノ管轄ニ屬スル場所ノ調査ハ本規程ニ依ラス臨時市勢調査局長便宜之ヲ執行スルモノトス

第二十二條 前條ノ調査ニ必要ナル職員ハ臨時市勢調査局長ノ推薦ニ依リ市長之ヲ囑託ス

附 則

右送致候也

自計主義  
他計主義

東京市と神戸市との徴收法に異つて居る點は、第一には前に掲げた所帶票及人別票に調査に對する答申を記入せしむる手續である。其の手續は、一を自計主義といひ、一を他計主義と稱して居る。自計主義といふのは、調査せらるる人自身が、其の答を記入すること。他計主義といふのは、調査する人が調査せらるる人から、其の答申を聞き取り、之を記入する方法である。然らば兩市の各は何れの手續を採つたかといへば、東京市は他計主義を採用し、神戸市は自計主義を採用したのである。けれども或は自計主義を採り、或は他計主義を採つたといふて居るが、實際調査の場合には、便宜上兩方用ひて居つた様である。要するに此の二手續は、調査せらるる者の教育の程度杯で極るもので、何れの手續がよいといふ譯のものではないのである。然しながら、最初調査の方針を定め、其の方法を制定する時には、豫何れかに極めて置いて、其の實地調査に臨んだ場合に、臨機應變の處置を採ること、せんご、大いなる支障が出来るかも知れぬ。故に此の事に關しては、東京市の市勢調査執行規程には左の如く規定してある。



第十一條 調査員(中略)ハ準備調査トシテ各所帯ニ就キ遺漏ナク調査事項ヲ尋問シ所帯票及人別票記入心得ノ規定ニ從ヒ之ヲ所帯票及人別票ニ記入スヘシ

(第二項略之)

第十二條 調査員ハ準所帯及所帯主不在ノ所帯ニ限リ所帯票及人別票を管理者又ハ所帯員ニ交付シ詳細ニ諸心得ヲ説示シテ記入ヲ依囑スルコトヲ得

而して神戸市の市勢調査執行規程には

第十四條 調査員前條(所帯票、人別票記入心得)ノ送付ヲ受ケタルトキハ十月二十六日中

ニ其擔當セル調査区内ニ於ケル各所帯ニ就キ所帯票及人別票並ニ記入心得書ヲ普ク

配付シ特ニ記入心得ヲ懇篤ニ説示シテ所帯主ニ記入ヲ依囑シ(以下略之)

所帯主不在ノ所帯ニハ所帯票及人別票ヲ所帯員ニ交付シ其記入ヲ依囑スヘシ

序にいふて置くが、此の二の手續は、獨小票徴收法にのみあるのではなく、目錄式徴收法に於いても、亦此の二種の何れかを採用せんければならぬ。即次に擧げた國勢調査の草案では自計主義を採つて居るが、臺灣の戸口調査では二回其他計主義を採つたのである。

東京市と神戸市との徴收法の異つて居る點の第二は、人別票の様式である。

東京市の人別票は既に前に掲げた、依りて今神戸市の分を下に掲げて見よう。

此の神戸市の様式を東京市の様式に比較して見れば、調査事項に繁簡の差のあるは別として、其の東京市の分には、欄外の上に更に「〇」に屬するもの、「三」主に屬するもの、「四」「五」乃至「九」に屬するもの各二の横欄を設けてあるが、神戸市の分には之がないことを發見するであらう。是は形式上大に異なる點であるけれども、東京市の欄外横欄は、實は製表上必要のものであつて、調査事項の記入には何等の關係がない故、此の事に就いては後の第四篇第十三章に於いて説明することゝなし、此處には之を略して置く。

以上の兩市に於ける相違の點は、細なことになるば種々あるけれども、大體に於いて同じである故、此の位に止めて置くことゝする。

それから前に掲げた執行規程中に「所帯票及人別票記入心得ノ規程ニ從ヒ云々」とある所の記入心得なるものは、徴收法中是非必要なるものである故、是亦東京市の分を掲げて置く。尙之と共に其の記入例を作り、記入者に向つて其

の範を示さなければならぬことは申す迄もないのであるが、此處には其の例を略して置くこととした。

東京市市勢調査所帶票及人別票記入心得

第一章 總則

第一條 所帶票及人別票ハ本心得ノ規定ニ從ヒ記入スルモノトス  
 第二條 所帶票ハ一葉ノ所帶毎ニ一葉ノ人別票ハ一人毎ニ一葉ヲ用フルモノトス  
 第三條 人別票ハ本所帶條例第二條ノ所帶ニ於テハ左ノ順序ニ依リ準所帶ニ於テハ便宜整理シ一葉毎ニ所帶票ニ添ヘテ一綴ト爲スモノトス

(一) 常住者  
 一、所帶主  
 二、家族  
 三、雇人  
 四、寄食者

(二) 一時現在者  
 一、來客  
 二、其他

第四條 所帶票及人別票ニ記入ノ文字ハ楷書ヲ用フヘシ

誤記ハ複線ヲ以テ之ヲ消スヘシ

同一ノ事實ヲ記入スル場合ト雖同上ノ同斷等ノ文字ヲ用ヒス一々之ヲ記入スヘシ

第五條 準備調査ノ際現在セシ者十月一日午前零時ニ現在セサリシトキハ一時不在者ノ場合ハ行先地ヲ記入シ其他ノ場合ハ其ノ人別票ヲ除去スヘシ

準備調査ノ際一時不在ノ者十月一日午前零時ニ現在セシトキハ既記ノ行先地ヲ抹消スヘシ

第二章 所帶票ノ記入

第六條 (一)區名(二)監督區番號及(三)調査區番號ハ調査前豫メ之ヲ記入シ(四)所帶番號ハ調査ノ際先ツ之ヲ記入スヘシ

第七條 (五)準所帶ノ種類、名稱ニハ左ノ例ニ依リ記入スヘシ

第一高等學校寄宿舎

博進社印刷工場寄宿舎

下宿屋旭館

旅人宿山城屋

船舶日本丸

第八條 (六)所帶ノ所在地欄ニハ所帶ノ屬スル町、丁目番地及番地内ノ細別ヲ記入スヘシ

第九條 (七)人別票枚數欄ニハ本調査ヲ終リタル所帶ニ付キ記入シタル人別票ノ枚數ヲ男女別ニ記入スヘシ

第十條 (八)一時現在者(九)一時不在者(十)現在者及(十一)常住者ノ各欄ニハ記入ヲ要セス

第三章 人別票ノ記入

第十一條 (一)所帶番號欄ニハ所帶票ノ所帶番號ヲ記入スヘシ

第十二條 (二)氏名欄ニハ氏名ヲ記入スヘシ但シ未ダ名ヲ附セサル者ハ(一)名ナシト記入スヘシ

第十三條 (三)所帶ニ於ケル地位欄ニハ本所帶ニ在リテハ所帶主、所帶主ノ父、母、妻、子、伯叔父母、兄弟姉妹其他ノ親族關係又ハ雇人、寄食者、來客等ノ區別ニ從ヒ記入スヘシ

雇人、寄食者及來客等ハ所帶主トノ親族關係アル場合ト雖單ニ雇人、寄食者又ハ來客等ト記入スヘシ

第三章 小票式徵收法

小票式統計製表法

準所帯ニ在リテハ學校ノ寄宿舎ナラハ會監寄宿生小使等旅人宿ナラハ旅客下宿屋ナラハ下宿人船泊ナラハ船長船員船客等ノ區別ニ從ヒ記入スヘシ其他之ニ準ス

第十四條 (四) 生年月日欄ニハ出生シタル年ノ年號月日ヲ記入スヘシ出生ノ年號月日不明ノ場合ハ何歲ト記入スヘシ

外國人ニ付キテハ其ノ本國ノ年號月日ヲ記入スルコトヲ得

第十五條 (五) 男女別欄ニハ男ナラハ「男」女ナラハ「女」ト記入スヘシ

第十六條 (六) 婚姻關係欄ニハ未婚者有配偶者寡及離婚者ノ區別ニ從ヒ左ノ略語ヲ記入スヘシ

未婚者ハ……………未

有配偶者ハ……………有

寡……………寡

離婚者……………離

第十七條 (七) 縁組關係欄ニハ實子養子養女婿養子入夫及嫁ノ區別ニ從ヒ左ノ略語ヲ記入スヘシ

實子……………實

養子……………養

婿養子……………婿

入夫……………入

嫁……………嫁

第十八條 (八) 職業欄ニハ第十九條乃至第二十五條ノ規定ニ依リ職業ノ名稱地位又ハ生計ノ途ヲ詳細ニ記入スヘシ

- 吳服商業主
- 吳服商丁稚
- 洋服裁縫業注文取
- 洋服裁縫業小僧
- 大工職手間取
- 土方手間取
- 醫師業主
- 鐵道書記運輸部營業課員
- 東京市技師臨時市區改正局員
- 銀行支配人
- 生命保險會社社長
- 紡織工場女工
- 吳服商番頭
- 吳服商小僧
- 洋服裁縫職人
- 大工棟梁
- 大工職弟子
- 日傭稼
- 醫師代診
- 砲兵工廠砲具製造所職工
- 小學校訓導
- 銀行預金係
- 生命保險會社募集員
- 吳服商手代
- 洋服裁縫業主
- 洋服裁縫見習
- 大工職
- 土方親方
- 日傭手間取
- 醫師藥局生
- 印刷局技手抄紙部整理課員
- 銀行頭取
- 銀行小使
- 活版印刷業職工

第十九條 職業ニ依リ生計ヲ支持スルモノニ在リテハ左ノ例ニ依リ「本業」欄ニ記入スヘシ  
 家族關係アル者ニシテ職業ノ手助ヲ爲ス者亦同シ(官公署銀行會社工場店舗等ニ勤務スル者ニ付キテハ通勤者タルト否ト一定ノ給料ヲ受クル者タルト否ト勞動ニ從事スル者タルト否ト否ト問ハス官名職名役名其他ノ勤柄ヲ明ニスヘキ名稱ヲ記入スヘシ)

第二十條 二種以上ノ職業ニ依リ生計ヲ支持スル者ニ在リテハ前條ノ記入例ニ依リ其ノ收入ノ最も多キモノヲ「本業」欄ニ記入シ以下順次「副業」欄ニ記入スヘシ副業五種以上ニ及フトキハ本欄ノ餘白ニ順次番號ヲ設ケ之ヲ記入スヘシ

第二十一條 生計ヲ支持スルニ足ルヘキ職業ナキモノニ在リテハ左ノ例ニ依リ其ノ生計ノ途ヲ「本業」欄ニ記入スヘシ

- 土地家屋ノ收入
- 有價證券ノ利子土地ノ收入及扶助料

第三章 小票式徵收法

小票式統計製表法

- 第二十二條 前條ノ者ニシテ一種又ハ二種以上ノ職業ヲ有スルトキハ其收入ノ多キモノヨリ順次「副業」ニ記入スヘシ
- 第二十三條 親族其他ノ扶養ヲ受クル者ハ「本業」ニ扶養者ノ本業ノ名稱地位又ハ生計ノ途ヲ記入シ其ノ下ニ「扶養」ト附記スヘシ
- 第二十四條 前條ノ者ニシテ一種又ハ二種以上ノ職業ヲ有スルトキハ第二十二條ノ規定ニ從ヒ「副業」ニ記入スヘシ
- 第二十五條 家上ノ雇人(下男、下女、馬丁、抱車夫、小間使、兒守ノ類)ハ左ノ例ニ依リ主人ノ本業ノ名稱、地位又ハ生計ノ途ヲ「本業」ニ記入シ本人ノ勤柄ヲ附記スヘシ
- 吳服商業主ノ下女  
吳服店本店支配人ノ下男  
醫師業主ノ抱車夫  
陸軍騎兵少佐ノ馬丁  
銀行支配人ノ兒守  
土地家屋ノ收入及有價證券ノ利子ニ依ル者ノ小間使
- 第二十六條 (九)本籍地欄ニハ左記ノ區別ニ從ヒ記入スヘシ  
東京府下ニ本籍アル者ハ……區郡又ハ島名  
東京府以外ニ本籍アル者ハ……道府縣名(臺灣又ハ樺太)  
外國人ハ……國名
- 第二十七條 (十)出生地欄ニハ左記ノ區別ニ從ヒ記入スヘシ  
東京府下ニ於テ出生シタル者ハ……區郡又ハ島名  
東京府以外ニ於テ出生シタル者ハ……道府縣名(臺灣又ハ樺太ニ於テ出生シタル者ハ臺灣又ハ樺太)  
外國ニ於テ出生シタル者ハ……國名
- 第二十九條 (三)一時不在者ノ行先地欄ニハ行先地ノ市内ニ在ル者ニ付キテハ「市内」、市外ニ在ル者ニ付キテハ「市外」ト記スヘシ
- (三)一時現在者ノ常住地欄ニハ常住地ノ市内ニ在ル者ニ付キテハ「市内」、市外ニ在ル者ニ付キテハ「市外」ト記スヘシ

ニ在ル者ニ付キテハ「市外」ト記スヘシ

神戸市市勢調査人別票(明治四十一年十一月施行)(1)

市勢調査人別票

(一) 所帯番號 第	(二) 氏名	(四) 生年		(六) 縁事係上	(五) 男女ノ別	(七) 職業(職業者ハ生計ノ途)	(八) 出生地	(九) 一時不在者ノ行先地	(十) 一時現在者ノ常住地
		月	日						

注意 (七)職業欄内ニ書キ終リ難キトキハ附箋貼付ノ上記入スルモ差支ナシ

さて今度は第二義統計の仕組に於ける小票式徴收法であるが、其の設備の大規模で且完全し、使用法の整然として居るのは、歐米先進國は別として、我が國に於いては、内閣統計局の人口動態統計に若くものはない。其の次に擧ぐべきものは臺灣の人口動態統計であるが、これは其の規模は統計局に比すれば非常に小なるものである。けれども其の設備も製表法も皆整頓して居ることはいふ迄もない。其の他三四年前東京市に於いて、矢張人口動態統計材料を小票式に依り徴收することとしたことがあつたが、今尙實施して居るかどうであるか、其の他にも尙あるかも知れぬが、何れも統計局や臺灣に及ぶものはない。依りて其の例として統計局の分を掲げる。

人口統計材料統計小票取扱手續

- 第一條 人口統計材料中出生死亡婚姻離婚死産ニ關スル材料ハ別ニ定ムルモノノ外明治三十二年一月一日ヨリ此ノ取扱手續ニ依リ統計小票ヲ以テ徴集ス
- 第二條 道廳府縣廳ハ内閣統計局長ノ指定シタル統計小票記入心得ニ依リ市町村長ヲシテ其ノ市町村ノ出生死亡婚姻離婚死産ヲ各其ノ統計小票ニ記入セシムルモノトス
- 出生、死亡、婚姻、離婚ニ就テハ道廳府縣廳ハ市町村長ヲシテ別ニ各小票控簿ヲ備ヘシメ小

- 票ノ記入ト同時ニ其ノ記入ヲ爲サシムヘシ
- 小票控簿ノ記入事項及其ノ記入方法ハ内閣統計局長ノ指定スル所ニ依ルヘシ
- 第三條 統計小票ノ用紙ハ内閣統計局ニ於テ之ヲ印刷セシメ其ノ道廳府縣廳ニ於テ翌年中ニ需用スヘキ枚數ヲ見積リ郡送致目録用紙市町村送致目録用紙ト共ニ運クモ毎年十月中ニ道廳府縣廳ヘ宛テ發送スルモノトス
- 第四條 道廳府縣廳ハ内閣統計局ヨリ統計小票用紙ヲ受領シタルトキハ其ノ一部ヲ豫備ノ爲道廳府縣廳ニ保存シ其ノ他ハ運クモ之ヲ受領シタル年ノ十二月中ニ管内各市役所及町村役場ニ送スヘキ見込ヲ以テ市町村送致目録用紙ト共ニ各市役所及町村役場ヘ配附スルモノトス但郡送致目録用紙モ同一ノ期限ヲ以テ各郡役所ヘ配附スルモノトス
- 第五條 一年間ノ統計小票ハ之ヲ左ノ四期ニ區別ス
  - 第一期統計小票 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル三箇月間ニ記入シタルモノ
  - 第二期統計小票 四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル三箇月間ニ記入シタルモノ
  - 第三期統計小票 七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル三箇月間ニ記入シタルモノ
  - 第四期統計小票 十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル三箇月間ニ記入シタルモノ
- 市長ハ道廳府縣廳ヘ町村長ハ郡役所ヘ每期ノ統計小票ヲ市町村送致目録ト共ニ每期送附スルモノトス
- 第六條 市町村長ハ記入シタル統計小票ヲ發送スルニ先チ左ノ手續ヲナスモノトス
  - 記入シタル統計小票ハ一期ヲ終ル毎ニ各種ヲ區別シ各種毎ニ其ノ票ニ記載セル種類番號及死産ニ關スル埋火葬認許番號ノ順序ヲ整ヘ枚數ヲ検査シ帶紙ヲ以テ一括トシ其ノ枚數及番號ヲ市町村送致目録ニ記入シ同號又ハ關號アルトキハ其ノ枚數及理由ヲ目録ノ備考ニ記入シ更ニ帶紙ヲ以テ之ヲ總括シ其ノ市町村一切ノ小票ヲ一括トナスモノトス

小票式統計製表法

各種ノ票中或ル種類ニ限リ其ノ期間ニ於テ記入スヘキ事實ナクシテ記入シタル統計小票之ナキトキハ市町村送致目録ノ其ノ種類ノ下枚數ノ欄ニ斜線ヲ畫シ尙ホ備考ニ「ナシ」ト記スルモノトス

市町村ノ内萬一其ノ期間ニ於テ記入スヘキ事實各種トモ之ナクシテ記入シタル統計小票各種トモ一枚モナキトキハ其ノ市町村送致目録各票枚數ノ欄ヘ悉ク斜線ヲ畫シ此ノ目録ノミチ發送スルモノトス

市町村送致目録ハ發送ノ第何期及府縣郡市並ニ役所役場等ノ名ヲ指定ノ場所ニ記入シ發送ノ際其ノ年月日ヲ記入スルモノトス

市町村送致目録ハ其ノ役所又ハ役場名ノ下ニ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシムルモノトス

第七條 記入シタル統計小票ヲ市長ヨリ道廳府縣廳ヘ町村長ヨリ郡役所ヘ送附スヘキ期限ハ道廳及府縣廳ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第八條 郡役所ニ於テ町村長ヨリ記入シタル統計小票ノ送附ヲ受ケタルトキハ町村送致目録ニ照ラシ枚數及番號ヲ檢査シ符合セサルモノアルトキハ直チニ町村長ニ通知シテ之ヲ訂正セシムルモノトス

第九條 一町村ノ統計小票完備シタルトキハ郡役所ハ町村長ヨリ送附セルトキノ如ク帶紙ヲ以テ小票ノ各種ヲ各一括トシ更ニ之ヲ總括シテ町村括トシ其ノ完備ヲ證明スル爲メ町村送致目録ノ郡名ノ下ニ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシムルモノトス

第十條 郡役所ハ管内各町村ノ完備シタル統計小票ヲ取纏メ町村送致目録ハ別ニ之ヲ取纏メ一括トシ郡送致目録ニ指定ノ事項ヲ記入シ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシメ之ヲ添ヘテ道廳又ハ府縣廳ニ送附スルモノトス

第十一條 各町村ノ完備シタル統計小票ヲ取纏メ郡役所ヨリ道廳又ハ府縣廳ヘ送附スヘ

キ期限ハ道廳府縣廳ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第十二條 道廳府縣廳ニ於テ市長ヨリ記入シタル統計小票ノ送附ヲ受ケタルトキハ第八條及第九條ノ例ニ準シ之ヲ檢査證明スルモノトス

第十三條 道廳府縣廳ニ於テ各町村ノ完備セル統計小票ヲ郡役所ヨリ受領シタルトキハ郡送致目録ニ記スル所ノ町村數ヲ檢査シ並ニ郡送致目録ニ依リ統計小票町村括數及町村送致目録枚數ヲ檢査シ符合セサルモノアルトキハ直チニ郡役所ニ通知シ之ヲ訂正セシムルモノトス

第十四條 一郡ニ屬スル統計小票町村括數及町村送致目録枚數完備シタルトキハ道廳府縣廳ハ其ノ完備ヲ證明スル爲メ郡送致目録ノ道府縣名ノ下ニ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシムルモノトス

第十五條 道廳府縣廳ハ管内各市ノ完備セル統計小票及各郡ノ完備セル統計小票ノ各町村括ト市町村及郡ノ送致目録ヲ取纏メ左ノ難形ニ依リ道廳又ハ府縣廳送致目録ヲ製シ主任者ヲシテ認印ヲ捺セシメ之ヲ添ヘテ内閣統計局ヘ宛テ送附スルモノトス

(道府縣) 送 致 目 録		(明治) 年 第 期	
某 郡	町 村 數	町 村 括 數	町 村 送 致 目 録 數
計			
			備 考

計	市名		括	致	目	備	考
	市	區					

明治三十年 月 日

道廳 府縣名

内閣統計局宛

第十六條 各市ノ完備セル統計小票及各郡ノ完備セル統計小票町村括テ道廳府縣廳ヨリ内閣統計局ヘ宛テ發送スヘキ期限ハ第一期ノ統計小票ハ五月二十日迄第二期ノ統計小票ハ八月二十日迄第三期ノ統計小票ハ十一月二十日迄第四期ノ統計小票ハ翌年二月二十日迄トス

第十七條 市町村長ハ統計小票ニ關テ生シ次回ノ配附ヲ待ツ能ハスト見込ムトキハ必要ノ枚數ヲ種類ヲ區別シ速ニ道廳府縣廳ニ請求シ道廳府縣廳ハ其ノ豫備中ヨリ直チニ之ヲ補給スルモノトス

道廳府縣廳ノ豫備關乏セル場合ニ於テハ道廳府縣廳ハ速ニ内閣統計局ヘ請求シ内閣統計局ハ直チニ之ヲ補給スルモノトス

第十八條 配布ヲ受ケタル統計小票ノ殘餘ハ内閣統計局ヨリ別ニ指示スル所ナキトキハ市町村長ニ於テ之ヲ次年ノ使用ニ充ツヘキモノトス

第十九條 道廳府縣廳郡役所市町村長ハ統計小票ヲ保管シ及之ヲ發送スル場合ニ於テ毀

損紛失等ノ患ヲ防クヘキ充分ノ手當ヲナスヘキモノトス

第二十條 統計小票ニ記入セル事項ニ關シ問合ヲ要スル場合ニ於テ内閣統計局ハ道廳府縣廳郡役所ヲ經由セス直接市町村長ト往復スルコトアルヘシ

第二十一條 行政區畫ノ變更ニヨリ一若クハ二以上ノ市町村廢止セラレ又ハ他市町村ヘ合併セラレタル場合ハ戶籍簿及死産ノ埋火葬認許證ニ關スル簿册又ハ書類ノ引繼ヲ受ケタル市役所町村役場ニ於テ廢止又ハ合併セラレタル市町村ノ統計小票ニ關スル事務ヲ引繼グモノトス

前項ノ場合ニ於テ廢止又ハ合併セラレタル市町村ノ統計小票ハ引繼ヲ受ケタル市役所町村役場ニ於テ別ニ第六條ノ手續ヲ爲スモノトス其ノ送附ハ第五條ノ規定ニ依ル

甲市町村ノ一部ヲ分離シテ乙市町村創設セラレ又ハ丙市町村ニ合併セラレタル場合ニ於テ甲乙若ハ甲丙兩市町村ノ間ニ戶籍簿及死産ノ埋火葬認許證ニ關スル簿册又ハ書類ノ引繼ヲ爲ササルトキハ分離前ニ關スル統計小票ハ別ニ之ヲ分離セスシテ仍舊テ甲市町村ノ小票トシテ其ノ役所役場ニ於テ之ヲ取扱フモノトス

第二十二條 此ノ取扱手續ニ於テ市町村長又ハ市役所町村役場トアルハ市町村長又ハ市役所町村役場ヲ置カサル地ニ於テハ市町村長ノ職務ヲ行フヘキ吏員又ハ其ノ吏員ノ職務ヲ行フヘキ役場ヲ指シ郡役所トアルハ北海道ニ於テハ支廳島廳ヲ置キタル地ニ於テハ島廳ヲ指スモノトス

市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ於テハ此ノ取扱手續中郡役所ニ關スル規定ハ市役所ニ町村長町村役場ニ關スル規定ハ區長及區役所ニ之ヲ準用ス

此ノ取扱手續ニ於テ北海道及沖繩縣ノ區ハ市ニ準ス

第二十三條 明治三十二年ニ使用スヘキ統計小票ニ限リ第三條ニ定メタル期限ハ明治三十一年十一月二十日トシ第四條ニ定メタル期限ハ明治三十二年一月十五日トス

第三章 小票式徵收法

(生)		期 第 年 正 大				(生)								
(七) 父母ノ出生ノ日 母 父		(六) 父母ノ職業 母 父		(五) 嫡庶私ノ別 嫡出子 庶子 私生子	(四) 出生ノ時 大正 年 月 日 午前 午後 時 時	(三) 體 性 男 女	(一) 出生子ノ氏名	(二) 出生ノ場所	(縣府)	(市郡)	(村町)	(役所)	(大字)	
							出生票 種類番號第	號	地番號					
(七) 嫡出子庶子ハ父母共私日ヲ記スヘシ		(六) 屬出ノ儘ヲ記スヘシ 嫡出子庶子ハ父ノ職業ヲ記スヘシ		(四) 棄兒ナレハ推定年月日ヲ記シ其ノ下ノ餘白ハ棄兒發見ノ年月日ヲ記スヘシ		(三) 棄兒ハ發見ノ場所ヲ記スヘシ○船中又ハ外國等ノ場合ハ其ノ場所ヲ府縣郡等ノ區別ニ拘ラズ上ノ欄ニ記スヘシ		(二) 棄兒ハ發見ノ場所ニハ町村トアル場合ハ特ニ本籍町村ノ場合ハ特ニ本合中ノ他ノ町村名ヲ記スヘカラス		(一) 棄兒ナレハ棄兒ト上ノ括弧内ヘ記スヘシ				
(生)		シヘス入記テシ照ニ得心入記											(生)	

小票式統計製表法

四〇

それから之に屬する統計小票及郡市區町村の送致目録等の雛形並に其れ等の記入心得を次ぎに掲げることとする。但し其の記入例は例に依り之を略して置いた。

小票記入心得は其の小票の種類と形式とに依り各異つて居る故其の實物に當つて見ねば豫如何に作るべきかを説明し難い此處に掲げたもの、外臺灣の人口動態統計の如きは其の記入心得は各小票に附いて居る(第八章様式の一参照)現今は附けてない様である。之を要するに成るべく丁寧に成るべく詳細に而して成るべく分り易く書かねばならぬのである。



期 第 年 正 大										
(十) 死亡ノ原因	(九) 發病ノ日	(八) 職 業	(七) 六歳未満者ノ身分	(六) 配偶ノ關係	(五) 出生ノ日	(四) 死亡ノ時	(三) 體 性	(二) 死亡ノ場所	(一) 死亡者ノ氏名	(縣府)
其他ノ變死ノ種類 自 殺 病 死 死一病名 殺一手段	大正 年 月 日	(甲)ノ職業 大正 年 月 日	未婚者 配偶者ノ生存スル者 配偶者ノ死亡セシ獨身者 離婚セシ獨身者	未婚者 配偶者ノ生存スル者 配偶者ノ死亡セシ獨身者 離婚セシ獨身者	大正 年 月 日	大正 年 月 日	男 女	(市郡)	(村町)	(縣府)
本籍不明者又ハ無籍者ノ小票ヲ作製スル場合ハ記入心得第三章ニ照シテ記入スヘシ 失蹤ノトキハ上ノ括弧 内ハ本籍不明ノ無籍又 ハ失蹤ト記スヘシ 町村トアル場所ニハ本 籍町村ノ場合ハ特ニ本 籍町村ノミチ記シ組 合中ノ他ノ町村名ヲ記 スヘカラス 船中又ハ外國等ノ場合 ハ其ノ場所ヲ府縣等 ノ區別ニ拘ラス上ノ欄 ニ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年 月日ヲ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年 月日ヲ記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 六歳未満ノ死亡者ニ限 リ上ノ區別ヲ示スヘシ (六)ニ不詳ト記スヘシ (七)六歳未満ノ死亡者ハ 六歳未満ノ死亡者ニ限 リ上ノ區別ヲ示スヘシ (八)職業者ノ死ハ(甲)ノミチ ナル職業 (九)發病ノ日ハ(甲)ノミチ ナル職業 (十)病死ノ原因ハ(甲)ノミチ ナル職業 (十一)自殺ノ原因ハ(甲)ノミチ ナル職業										
本籍不明、無籍又ハ失蹤ノトキハ上ノ括弧内ハ本籍不明ノ無籍又ハ失蹤ト記スヘシ 町村トアル場所ニハ本籍町村ノ場合ハ特ニ本籍町村ノミチ記シ組合中ノ他ノ町村名ヲ記スヘカラス 船中又ハ外國等ノ場合ハ其ノ場所ヲ府縣等ノ區別ニ拘ラス上ノ欄ニ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年月日ヲ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年月日ヲ記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 六歳未満ノ死亡者ニ限リ上ノ區別ヲ示スヘシ (六)ニ不詳ト記スヘシ (七)六歳未満ノ死亡者ハ六歳未満ノ死亡者ニ限リ上ノ區別ヲ示スヘシ (八)職業者ノ死ハ(甲)ノミチナル職業 (九)發病ノ日ハ(甲)ノミチナル職業 (十)病死ノ原因ハ(甲)ノミチナル職業 (十一)自殺ノ原因ハ(甲)ノミチナル職業										

期 第 年 正 大									
(八) 配偶ノ關係	(七) 職 業	(六) 出生ノ日	(五) 當事者ノ氏名	(四) 婚姻當時ノ所在地	(三) 籍 地	(二) 婚姻届出ノ日	(一) 種 別	(縣府)	(市郡)
前配偶者ト離婚セシ者 前配偶者ニ死別レタル者 初婚者	前配偶者ト離婚セシ者 前配偶者ニ死別レタル者 初婚者	大正 年 月 日	大正 年 月 日	(市郡)	(市郡)	大正 年 月 日	普通ノ婚姻 入夫婚姻 婿養子婚姻	(縣府)	(市郡)
本籍不明、無籍又ハ失蹤ノトキハ上ノ括弧内ハ本籍不明ノ無籍又ハ失蹤ト記スヘシ 町村トアル場所ニハ本籍町村ノ場合ハ特ニ本籍町村ノミチ記シ組合中ノ他ノ町村名ヲ記スヘカラス 船中又ハ外國等ノ場合ハ其ノ場所ヲ府縣等ノ區別ニ拘ラス上ノ欄ニ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年月日ヲ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年月日ヲ記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 六歳未満ノ死亡者ニ限リ上ノ區別ヲ示スヘシ (六)ニ不詳ト記スヘシ (七)六歳未満ノ死亡者ハ六歳未満ノ死亡者ニ限リ上ノ區別ヲ示スヘシ (八)職業者ノ死ハ(甲)ノミチナル職業 (九)發病ノ日ハ(甲)ノミチナル職業 (十)病死ノ原因ハ(甲)ノミチナル職業 (十一)自殺ノ原因ハ(甲)ノミチナル職業									
本籍不明、無籍又ハ失蹤ノトキハ上ノ括弧内ハ本籍不明ノ無籍又ハ失蹤ト記スヘシ 町村トアル場所ニハ本籍町村ノ場合ハ特ニ本籍町村ノミチ記シ組合中ノ他ノ町村名ヲ記スヘカラス 船中又ハ外國等ノ場合ハ其ノ場所ヲ府縣等ノ區別ニ拘ラス上ノ欄ニ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年月日ヲ記スヘシ 不詳ナルトキハ推定年月日ヲ記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 餘白ニ不詳ト記スヘシ 六歳未満ノ死亡者ニ限リ上ノ區別ヲ示スヘシ (六)ニ不詳ト記スヘシ (七)六歳未満ノ死亡者ハ六歳未満ノ死亡者ニ限リ上ノ區別ヲ示スヘシ (八)職業者ノ死ハ(甲)ノミチナル職業 (九)發病ノ日ハ(甲)ノミチナル職業 (十)病死ノ原因ハ(甲)ノミチナル職業 (十一)自殺ノ原因ハ(甲)ノミチナル職業									

大正 年 第 期 離婚		(一) 種類 協議上ノ離婚 裁判上ノ離婚		(二) 協議上ノ離婚 届出ノ日 大正 年 月 日 確定ノ日 大正 年 月 日 訴ヲ提起シタル者 夫 妻 離婚ノ原因 民法第八百十三條 第 號		(三) 婚姻ノ日 年 月 日		(四) 離婚者ノ本籍地 (市郡) (市郡) (市郡) (市郡)		(五) 離婚當時ノ所在地 (市郡) (市郡) (市郡) (市郡)		(六) 當事者ノ氏名 夫 (市郡) (大町) 妻 (市郡) (大町)		(七) 出生ノ日 夫 年 月 日 妻 年 月 日		(八) 職 業	
		(縣府) (市郡) (村町)		妻カ夫ノ家ヲ去ルモノ 夫カ妻ノ家ヲ去ルモノ 戸内離婚		(役所) (役場)		(大町) (大町) (大町) (大町)		(大町) (大町) (大町) (大町)		(大町) (大町) (大町) (大町)		(大町) (大町) (大町) (大町)		(大町) (大町) (大町) (大町)	
離婚		離婚票 種類番號第 號 大字 地番號		町村トアル場所ニハ組合町村ノ場合ハ特ニ本組中ノ他ノ町村名ヲ記スヘカラス 届出ノ日ハ協議上ノ離婚ニ限リ之ヲ記スヘシ		籍地ニ去ル方ハ其ノ復籍スヘキ地ヲ記スヘシ 外國等ノ場合ハ其ノ地名ヲ府縣郡等區ノ別ニ拘ラス上ノ欄ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ		認許證ヲ附與スル役所 役場名ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ	

シヘス入記テシ照ニ得心入記

大正 年 第 期 死産票 埋火葬認許證番號第 號		(一) 分娩ノ場所 (縣府) (市郡) (町役所又ハ町役場)		(二) 父母ノ本籍地 (市郡) (市郡) (大町) (大町)		(三) 體性 男 女		(四) 死胎分娩ノ時 大正 年 月 日 午前 時 午後 時		(五) 妊娠ノ月數 箇月		(六) 嫡庶私ノ別 嫡出子 庶子 私生子		(七) 父母ノ職業 母 父		(八) 父母ノ出生ノ日 母 父 年 月 日	
		認許證ヲ附與スル役所 役場名ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ		届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ 届出ノ儘ヲ記スヘシ	

シヘス入記テシ照ニ得心入記

小票式統計製表法

市町村送致目録

大正				第 年				期			
票名枚数	種類番號	備考	此ノ欄ハ記入スヘカラス	出生	死本籍者	亡 <small>本籍不明者 無籍者</small>	婚姻	離婚	死産		
										至第	自第
				號 號	號 號	號 號	號 號	號 號	號 號	號 號	

同號又ハ關號アルトキハ其番號及理由ヲ備考ニ記入スヘシ○死亡票中本籍不明者無籍者アル場合モ之ヲ別括トセス本籍者ト併セテ一括トナスヘシ○組合町村各町ノ送致目録ニハ市町村送致目録トアル下ノ餘白ヘ事件ノ屬スル一町村ノ名ノミヲ記シ末尾ノ役所役場トアル場所ヘハ尙組合役場名ヲ記スヘシ

大正 年 月 日

(縣府)

(市郡)

役所  
役場

郡送致目録

大正				第 年				期			
票名枚数	種類番號	備考	此ノ欄ハ記入スヘカラス	出生	死本籍者	亡 <small>本籍不明者 無籍者</small>	婚姻	離婚	死産		
										至第	自第

所轄町村總數  
町村括數  
町村送致目録枚數

大正 年 月 日

(縣府)

役所

人口統計材料統計小票記入心得

第一章 記入ニ關スル一般ノ心得

- 第一條 總テ統計小票ニ印刷シタル文字ハ内閣統計局カ統計ヲ調製スル爲統計上又ハ調査ノ手續上必要ノ事實トシテ知ラントトシテ要シ市町村長ニ對シテ發スル問題ニシテ記入ハ之ニ對スル市町村長ノ答ナリ此ノ答ハ小票ニ依テ調製セントスル統計ノ基礎ナルニ依リ最モ注意ヲ要ス
- 第二條 出生死亡婚姻離婚ハ何レノ地ニ於テ届出テラレタルニ拘ラス其ノ本籍ノ市役所町村役場ニ於テ漏ナク其ノ小票ニ記入スルモノトス但シ失踪ハ之ヲ死亡票ニ記入スヘシ
- 第三條 棄兒ハ其ノ就籍シタル地ノ市役所町村役場ニ於テ出生票ニ記入スヘシ
- 第四條 非本籍人ニ付キテハ小票ノ記入ヲ要セスト雖無籍者及本籍不明者ノ死亡ニ限リ其ノ屬書又ハ報告ヲ受ケタル市役所町村役場ニ於テ漏ナク之ヲ死亡票ニ記入スルモノトス
- 第五條 第三條 死産票ハ墓地及埋葬取締規則ニ依リ認許證ヲ附與スルモノノ中死産ニ限リ本籍人非本籍人ノ別ニ拘ラス認許證ヲ附與スル市役所町村役場ニ於テ漏ナク記入スルモノトス
- 第六條 第四條 統計小票ハ總テ一事件毎ニ一枚ヲ用フルモノトス例ヘハ一人ノ出生アルトキハ出生票一枚ヲ記入シ一人ノ死亡アルトキハ死亡票一枚ヲ記入シ一組ノ婚姻アルトキハ婚姻票一枚ヲ記入ス其ノ他之ニ準ス
- 第七條 第五條 出生死亡婚姻離婚ノ四種ノ小票ニ記入スヘキ事項ハ概シテ戶籍ノ記載ニ必要ナル届出及其ノ他ノ書類並戸籍ニ依テ知ルヲ得ヘキ事項ナルニヨリ右届出及其ノ他ノ書類並戸籍ニ依テ記入スヘシ其ノ詳細ハ第二章各票ノ部ニ就テ見ルヘシ但シ無籍者及

- 本籍不明者ノ死亡票ノ記入ハ尙第三章ニ就テ見ルヘシ
- 外國ニ在ル日本人カ其ノ國ノ法式ニ從ヒ届出事件ニ關スル證書ヲ作ラシメタルトキハ其ノ證書ノ謄本ニ依リ知ルヲ得ヘキ事實ヲ記入スヘシ航海中ノ出生死亡等ハ航海日誌ノ謄本ニ依リ記入スヘシ
- 死産票ハ墓地及埋葬取締規則ニ依リ認許證ヲ請フ爲ノ届書及之ニ添附スル醫師若ハ產婆ノ作爲スル死産證書又ハ死胎檢案書ニ依リ記入スヘシ尙其ノ詳細ハ第二章死産票ノ部ニ就テ見ルヘシ
- 第六條 出生死亡婚姻離婚ノ四種ノ小票ノ記入ハ成ルヘク戶籍記載ノ際直チニ死産票ノ記入ハ認許證附與ノ際直チニ之ヲ爲シ同時ニ必ス之ヲ原書類ト校合スヘシ是レ記入ノ誤謬脱漏ヲ防キ統計材料ノ精確ヲ増シ且多數ノ小票ヲ一時ニ記入スルニ比シ市役所町村役場ニ於テモ手数ヲ省キ又誤寫等ニ依リ起ルヘキ推問應答ノ煩雜ヲ減少スヘキ爲ナリ
- 出生死亡婚姻離婚ノ四種ノ小票ノ記入ハ小票控簿ノ記入トモ對照校合スヘシ
- 市町村長ニ於テ統計小票用紙ノ接受其ノ期ニ後レタル場合ハ其ノ以前ニ關スル事件ヲ速ニ追記スヘシ天災等ニ依リ不時ニ統計小票用紙ノ闕乏シタル場合モ亦同シ
- 第七條 明治三十一年十一月内閣訓令第一號乙號人口統計材料統計小票取扱手續第五條ニ依リ每期統計小票ヲ送附スル迄ニハ其ノ期間ニ戶籍ニ記載シタル出生死亡婚姻離婚並其ノ期間ニ認許證ヲ附與シタル死産ヲ漏ナク其ノ期ノ統計小票ニ記入スルコトヲ要ス
- 第八條 統計小票ノ記入ハ墨又ハ黑色インキヲ以テシ滲潤シ易キインキ等ヲ用フヘカラス
- 第九條 統計小票ニ記入スル文字ハ其ノ字畫明瞭ナルコトヲ要ス
- 第十條 各小票トモ票面ノ右方ニ上ヨリ下ニ貫通セル太キ線ヲ畫ス其ノ太キ線ノ右側ヲ小票ノ前部トス此ノ部ニ記入スヘキ事項ハ直接ニ統計上必要ナラサルモノアリト雖調

第三章 小票式徵收法

查ノ手續上極メテ必要ノモノナルニヨリ精確ニ記入スルコトヲ要ス  
第十一條 出生、死亡、婚姻、離婚ノ四種ノ小票ノ前部ニハ何々票トアル下ニ種類番號並大字  
地番號ヲ記スヘキ場所ナリ

種類番號ハ戶籍法施行細則第八條ニ依レハ届書其ノ他ノ書類カ本籍人非本籍人ニ區別  
セラレ受附ノ順序ニ依リ各種別ニ記載セラル、モノナルニ依リ出生、死亡、婚姻、離婚トモ  
各種各別ニ順チ逐フモノナリ小票前部ノ種類番號ハ即チ此ノ番號ヲ記入スルモノトス  
此ノ番號ノ記入ハ市役所町村役場ニ於テ統計小票取扱手續第六條第二項ニ依リ小票ヲ  
整理シ郡役所ニ於テ同第八條ニ依リ又ハ道廳府縣廳ニ於テ同第十二條ニ依リ之カ檢査  
ヲ爲シ並内閣統計局ニ於テ檢査ヲ爲ス場合等ニ重複調漏ヲ確ムル爲必要ナルノミナラ  
ス訂正等ノ爲照會ヲ爲スニ當リ統計小票控簿ト相俟テ原書類ノ搜索對照等ニ種々ノ便  
利アルモノトス大字地番號ハ主トシテ戶籍搜索對照ニ便利ナル爲ナリ

死産票前部村名ノ下ニ記スヘキ埋火葬認許證番號ハ明治三十三年內務省訓令第二十一  
號ニ規定セル番號ヲ記入スルモノトス

第十二條 小票ノ前部何々票トアル左方ニ道府縣名郡市名町村名及市役所又ハ町村役場  
名ヲ記入スル場所アリ此ノ場所ニハ小票ヲ記入スル役所又ハ役場名ヲ記入スルモノニ  
シテ其ノ目的ハ第一ニハ小票ヲ記入スル市役所町村役場ヲ明カニスルニアリ第二ニハ  
出生、死亡、婚姻、離婚ノ屬スル本籍市町村ヲ明カニスルニアリ故ニ之ヲ記入スルニハ左ノ  
三項ノ心得ヲ要ス

一 出生、死亡、婚姻、離婚ノ四種ノ小票ニハ本籍ノ市役所又ハ町村役場名ヲ其ノ場所ニ記  
入スルノ外尙市名又ハ町村名ヲ更ニ各其ノ場所ニ記入スヘシ但シ數町村組合ノ役  
場ニ於テ小票ヲ記入スル場合ハ町村トアル場所ニハ其ノ出生、死亡、婚姻、離婚ノ屬ス  
ル本籍外ノ町村名(即チ組合中ノ他ノ町村名)ヲ記入スヘカラス役所又ハ役場トアル

場所ニハ組合役場名ヲ記入スヘシ  
二 死産票ニハ本籍人非本籍人ノ別ニ拘ラス死産ニ關スル埋火葬認許證ヲ附與スル市  
役所又ハ町村役場名ヲ其ノ場所ニ記入スヘシ  
三 町村役場ニ於テ記入スル各票ニハ府縣、郡市ノ場所ニ役場ノ屬スル道府縣名郡市  
市役所ニ於テ記入スル各票ニハ府縣ノ場所ニ市ノ屬スル府縣名ヲ記入スルハ勿論  
トス

此ノ記入ハ調査ノ手續上及統計上必要ノモノナリ手續上ニハ例ヘハ小票ニ記入セル事  
項ニ就キ問合ハスヘキモノアルトキ内閣統計局ハ之ニ依テ始メテ其ノ問合ハスヘキ市  
町村ヲ知ルコトヲ得又内閣統計局ハ全國數百萬ノ小票ヲ蒐集シテ種々ニ取扱フモノナ  
ルカ故ニ依テ始メテ材料ヲ整理スルコトヲ得ルモノトス統計上ニハ之ニ依テ出生、死  
亡、婚姻、離婚ニ就テ本籍ノ區別ヲ知ルコトヲ得ルモノトス  
若シ此ノ記入ニシテ不明又ハ誤謬アリテ之カ爲内閣統計局ニ於テ誤テ其ノ小票ヲ他ノ  
市町村ノ小票中ニ編入スルトキハ獨リ一市町村ノ統計ニ誤謬ヲ生スルノミナラス尙他  
ノ市町村ノ統計ニ誤謬ヲ及ボスヘク又何レノ市町村ニモ編入シ難キモノナルトキハ其  
ノ市町村ノ統計ニ誤謬ヲ生シ併テ市役所町村役場ノ記入チシテ徒勞ニ屬セシムヘキヲ  
以テ最モ注意ヲ要ス

第十三條 小票ノ前部ニハ本章第十一條第十二條ニ示ス事項ノ外尙記入スヘキモノアリ  
第二章ニ於テ詳述スヘシ但シ特ニ無籍者又ハ本籍不明者ノ死亡票記入ニ關スルモノハ  
第三章ヲ見ルヘシ

第十四條 各票輪廓ノ上部ニ年下期トヲ記入スヘキ場所アリ其ノ記入ハ左ノ二項ニ依ル  
ヘシ  
毎年一月一日以後日々記入スル統計小票ニハ其ノ年次ヲ記入スルモノトス例ヘハ大正

四年中ニ日々記入スル小票ニハ「大正」年「下」アル處「四」ノ字ヲ記入スヘシ而シテ明治三  
十一年「上」内閣訓令第一號乙號人口統計材料統計小票取扱手續第五條ニ規定シタル四期  
ノ區別ニ依リ一月一日ヨリ三月三十一日迄ニ日々記入スル分「第」期「下」アル場所「一」  
ノ字ヲ記入シ以下第二期第三期第四期ノ別ニ從ヒ「第」期「下」アル場所「二」「三」「四」ノ字ヲ  
各適當ニ記入スヘシ

此ノ場所ニ記入スル年及期ハ統計小票ヲ記入シタル時ノ年及期ヲ指スモノニシテ其ノ  
事件ノアリタル時ノ年及期ヲ指スモノニアラサルニヨリ之ヲ混同スヘカラス例ヘハ出  
生票ヲ記入スル場合ニ其ノ出生ハ大正三年十二月二十九日ナルモ大正四年一月ニ於テ  
届出ヲ受ケタルトキハ一月ニ於テ記入スヘキニ依リ上部ノ記入ハ大正四年ノ第一期ト  
シテ記入シ大正三年ノ第四期トシテ記入スヘカラス

第十五條 各票面太キ線ノ左方ニ「一」「二」「三」等ノ番號ヲ冠シ諸種ノ事項ヲ掲ケタル場所アリ  
之ヲ小票ノ主部トス右「一」「二」「三」等ノ番號ヲ冠シタルモノノ中氏名ノ項ハ手續上ニ必要ノ  
項ニシテ其ノ他ハ總テ統計ニ必要トスル事實ヲ問フモノナルニ依リ何レモ精確ニ答辭  
ヲ記入スヘキハ勿論トス

答辭ヲ示スニ左ノ二種ノ別アリ  
第一種 各項ノ間ニ對シテ文字ヲ記入シテ答フルモノ例ヘハ「出生ノ場所」トアル間  
ノ下ニハ文字ヲ以テ何縣何郡何村ト記入スルカ如シ

第二種 各項中答辭ノ豫メ定リ居ルモノアリ即チ男女配偶ノ關係等ナリ是等ハ票面  
ニ答ノ文字ヲ刷出シアルヲ以テ單ニ其ノ當レル文字ノ右傍ヘ圍點ヲ附シテ答ニ代  
フルモノトス例ヘハ「男」女「トアル間ニ對シテ男ナレハ男ノ字ノミニ圍點ヲ附シ女  
ノ字ニハ之ヲ附セスシテ「男女」ト爲スカ如シ  
此ノ第二種ノ答ヲ爲スヘキモノハ前例ノ如ク小票字傍ノ界線ニ半徑ヲ斗出シ豫メ

圍點ヲ附スヘキ場所ヲ示スヲ以テ一見シテ之ヲ辨スヘシ此ノ他ハ總テ第一種ニ屬  
スルモノナレハ相當ノ處ヘ文字ヲ記入シテ答フヘキモノトス尙第二章各條及各票  
記入例ヲ見ルヘシ

但シ死亡票職業ノ項ニ限リ斜線ヲ畫シテ答ト爲スモノアリ第二章第三十條一ヲ見ルヘ  
シ

第十六條 小票主部ノ各項中記入ヲ要スルモノニシテ不詳ノ箇條アルトキハ必ス不詳ト  
記入スヘシ  
年月日ヲ記入スヘキ場合ニ日ノミ不詳ノ場合ハ日ノ場所ニ月日不詳ノ場合ハ月ノ場所  
ニ年月日トモ不詳ノ場合ハ年ノ場所ニ不詳ト記入スヘシ

第十七條 小票各項ニ對シ答辭ヲ記入スルノ際特ニ注意スヘキ事項ヲ各項ノ下部ニ摘記セ  
ルニ依リ記入ノ際必ス一讀スヘキハ勿論ナレトモ尙右ノ如キ簡單ナル文辭ニテハ盡シ  
難キモノアルヲ以テ小票欄外ニ注意シ置ケルカ如ク本記入心得ニ照シテ記入スヘシ

第二章 記入ニ關スル各票特別ノ心得

第一 出生票  
第十八條 本票前部ノ記入ハ第一章第十一條第十二條ニ依ルノ外棄兒ノ場合ニハ出生票  
トアル傍ノ括弧中ニ棄兒ト記入スヘシ

第十九條 本票ノ主部「一」乃至「六」總テ戶籍ノ記載ニ必要ナル届出又ハ其ノ他ノ書類ニ就  
テ知ルヲ得ヘキ事項ナルヲ以テ右届出又ハ書類ニ依リ記入スヘシ

棄兒ハ「一」「二」「三」「四」ノミヲ戶籍法第七十八條第二項ノ調査ニ依リ記入スヘシ  
第二十條 「一」出生ノ場所ハ其ノ記入位置ヲ府縣郡市等ニ分界セリト雖朝鮮臺灣樺太外國  
及航海中ノ出生ハ其ノ分界ニ拘ラス其ノ場所ヲ記入スヘシ

第三章 小票式徵收法

ノ外ハ届出ノ通字形ヲ變更省略セスシテ記入スヘシ漢字ニテ届出タルモノハ漢字ニテ、  
假名ニテ届出タルモノハ假名ニテ記入スヘシ但シ歐文ニテ届出タルモノハ歐文ニテ又  
ハ假名ニ改メテ記入スヘシ歐文ヲ寫シ難ク又ハ之ヲ假名ニ改メ難キ場合ハ不詳ト記入  
スヘシ

棄兒ハ出生ノ場所詳カナラサルモシタルニヨリ(二)出生ノ場所へ發見ノ場所ヲ記入スヘ  
シ

第二十一條 (四)出生ノ時ハ棄兒ノ場合ハ推定出生年月日ヲ記入シ且同項下ノ餘白へ棄兒  
發見ノ年月日ヲ記入スヘシ

第二十二條 (六)父母ノ職業ハ嫡出子又ハ庶子ノ場合ハ父ノ職業ヲ私生子ノ場合ハ母ノ職  
業ヲ記入スヘシ

第二十三條 (六)父母ノ職業ハ届出ノ儘ヲ記入スヘシ

第二十四條 (七)父母ノ出生ノ日ハ嫡出子庶子ノ場合ハ父母トモ其ノ生年月日ヲ記入シ私  
生子ノ場合ハ母ノ生年月日ノミヲ記入スヘシ

本籍人ノ出生ハ必ス戸籍ニ記載セラルヘク而シテ父母ノ生年月日ハ戸籍ニ詳カナルヘ  
キヲ以テ之ニ依リ調査記入スヘシ但シ庶子ノ如キ場合ニ於テ届出又ハ戸籍ニ依リ父母  
ノ一方ノ生年月日ヲ知ルヲ得サルトキハ其ノ知ルヲ得サル方ニ不詳ト記入スヘシ

第二 死亡票 (無籍者及本籍不明者ノ死亡票)

第二十五條 本票ノ主部(六)及(七)以外ノ項ハ總テ戸籍ノ記載ニ必要ナル届出其ノ他ノ書類  
ニ就テ知ルヲ得ヘキモノナルヲ以テ右届出又ハ書類ニ依リ記入スヘシ其ノ中(五)出生ノ  
日ハ先ツ戸籍ニ就キ之ヲ記入スヘシ戸籍ニ不詳ナルトキハ右書類ニ記載セル生年月日  
又ハ推定年齢ヲ同項餘白ニ記入スヘシ

第二十六條 (二)死亡ノ場所ノ記入ハ朝鮮臺灣樺太外國及航海中ノ死亡ニ就テハ本章第二  
十條第一項及第二項出生ノ場所ニ關スル記入ノ例ニ準スヘシ

第二十七條 (四)死亡ノ時ハ其ノ年月日時詳カナラサルモノハ醫師ノ檢案書又ハ警察官ノ  
檢視調査ニ依リ推定ノ年月日ヲ記入スヘシ

第二十八條 (六)配偶ノ關係即チ未婚者等ノ項ハ戸籍ニ依リ記入スヘシ本籍人ノ死亡ハ戸籍  
ニ記載セラルヘキヲ以テ其ノ記載ノ際直チニ之ヲ記入スヘシ但シ本項ノ各目分明ナラ

サル場合ハ餘白ニ不詳ト記スヘシ天災等ニ依リ夫妻同時ニ死亡シタルモノノ場合ハ共  
ニ配偶者ノ生存スル者ニ圍點ヲ附スヘシ

第二十九條 (七)六歳未満ノ死亡者ニ限リ嫡出子庶子私生子ノ中其ノ當レルモノニ圍點ヲ  
附スヘシ

本項モ亦戸籍ニ依リ記入スヘキモノトス

第三十條 (八)職業ハ醫師ノ診斷書若ハ檢案書ニ依リ之ヲ記入スルモノトス但シ(甲)死亡者  
ノ職業(乙)家計ノ主ナル職業ハ明治三十三年內務省訓令第二十八號ニ定メタル様式第

四項ノ記載ニ照シ左ノ區別ニ依リ記入スヘシ

一 死亡者カ家計ノ主働者ナルトキハ(甲)死亡者ノ職業「下」アル下ニ其ノ職業ヲ記入シ(職  
業分明ナラサル者ナルトキハ不詳ト又職業ナキ者ナルトキハ無職業ト記入スヘシ)

(乙)家計ノ主ナル職業「下」アル下ニ斜線ヲ畫スヘシ

二 死亡者カ幼者老若婦女等ニシテ一定ノ職業ナキ者ナルトキハ(甲)死亡者ノ職業「下」ア  
ル下ニ無職業ト記入シ(乙)家計ノ主ナル職業「下」アル下ニ家計ノ主ナル職業ヲ記入スヘ  
シ(家計ノ主働者ノ職業カ分明ナラサル者ナルトキハ不詳ト又其ノ主働者カ職業ナキ  
者ナルトキハ無職業ト記入スヘシ)

三 死亡者カ有業者若ハ職業分明ナラサル者ニシテ且別ニ家計ノ主働者アル場合ハ(甲)

死亡者ノ職業トアル下ニ死亡者ノ職業ヲ記入シ職業分明ナラサル者ナルトキハ不詳ト記入スヘシ(乙)家計ノ主ナル職業ヲ記入スヘシ家計ノ主働者ノ職業カ分明ナラサル者ナルトキハ不詳ト又其ノ主働者カ職業ナキ者ナルトキハ無職業ト記入スヘシ

第三十一條 (九)發病ノ日ハ醫師ノ診斷書若ハ檢察書ニ依リ記入スヘシ

第三十二條 (十)死亡ノ原因ハ醫師ノ診斷書若ハ檢察書又ハ警察官ノ檢視調書ノ謄本又ハ官公署ノ報告等ノ記載ニ必要ナル書類ニ依リ記入スヘシ

死亡ノ原因ハ先ツ病死ナルカ自殺ナルカ又ハ自殺ニアラサル其他ノ變死ナルカチ各々當レル文字ニ圍點ヲ附シ下段病死ノ下病名トアル場所ニハ醫師ノ診斷書若ハ檢察書ニ記載セル病名ヲ其ノ儘記入スヘシ若シ自殺ナルトキハ自殺ノ下手段トアル場所ニハ例ヘハ刃物ニテ自殺セシ者入水セシ者縊死セシ者等自殺ノ種類ヲ又自殺以外ノ變死ナルトキハ其他ノ變死ノ種類トアル場所ニ例ヘハ溺死餓死凍死壓死刑死戰死何々等ノ種類ヲ何レモ醫師ノ診斷書若ハ檢察書又ハ警察官ノ檢視調書官公署ノ報告ニ依リ成ルヘク詳細ニ記入スヘシ

第三十三條 失踪者ニ就テハ第一章第十一條第十二條ニ依リ小票前部ノ記入ヲ爲スノ外死亡票トアル傍ノ括弧内ニ失踪ト記入シ主部各項中(一)死亡者ノ氏名ノ項ニ失踪者ノ氏名ヲ(四)時ノ項ニ民法第三十條ニ定メタル期間満了ノ時ヲ(五)出生ノ日(六)配偶ノ關係(七)六歳未滿者ノ身分ヲ戸籍ニ依リ記入スヘシ

第三十四條 夫妻ノ一方ノ本籍カ婚姻ニ依テ甲ノ市町村ヨリ乙ノ市町村ノ管轄ニ歸シ又ハ乙ノ市町村ヨリ甲ノ市町村ヘ轉屬スル場合ニ於テハ其ノ婚姻ハ甲乙兩市役所町村役場ニ於テ同時ニ戸籍ニ記載セラレヘク此ノ場合ニ於テハ第一章第二條第一項ニ依リ各市役所町村役場ニ於テ漏ナク小票ニ記入スルトキハ甲乙兩市役所町村役場ニ於テ同一

ノ婚姻ニ關シ各一票ヲ製スルヲ以テ内閣統計局ニ於テ接受スル小票ニハ重複ヲ生スヘシ然レトモ市役所又ハ町村役場ニ於テハ之ニ拘ラス總テ第一章第二條第一項ニ依リ本籍ノ戸籍ニ記載セラレル婚姻ヲ戸籍受附帳ノ種類番號順ヲ逐ヒ漏ナク小票ニ記入スヘシ

第三十五條 本票ノ主部(一)乃至(七)ハ總テ戸籍ノ記載ニ必要ナル届出又ハ書類ニ就テ知ルヲ得ヘキ事項ナルヲ以テ右届出又ハ書類ニ依リ記入スヘシ

第三十六條 (一)入夫婚姻及婿養子婚姻ハ戸籍法第百條第一項四號ニ依リ届出ニ其ノ旨記載アルヘク此ノ記載ナキハ普通ノ婚姻トシ各其ノ區別ヲ記入スヘシ

又一家ノ内ノ男女カ婚姻ヲ爲ス場合ニテモ其ノ届出ニ戸籍法第百條第一項四號ノ記入ナキトキハ普通ノ婚姻トアル文字ニ圍點ヲ附スヘシ

第三十七條 (三)婚姻者ノ本籍地ハ婚家ノ方ニ在テハ其ノ現本籍地ヲ記入シ婚家へ入ル方ニ在テハ婚姻前ノ本籍地ヲ記入スヘシ

婚姻ニ依リ國籍ヲ取得スル者ハ婚姻前ノ國籍ヲ記入スヘシ

第三十八條 (四)婚姻當時ノ所在地ハ婚姻届出ノ際ニ於ケル所在地ニシテ婚姻届書ニ依リ入スルモノトス但シ届出事件ノ本人カ本籍地外ニ在ル場合ハ戸籍法第五十二條ニ依リ別ニ其ノ所在地ヲ届書ニ記載シアルヘキヲ以テ之ヲ記入スヘシ

第三十九條 (三)婚姻者ノ本籍地及(四)婚姻當時ノ所在地ノ記入ニシテ朝鮮臺灣樺太外國等ノ國名地名ニ關スル場合ハ本章第二十條第一項及第二項出生ノ場所ニ關スル記入ノ例ニ準スヘシ

第四十條 (七)職業ハ届出ノ儘ヲ記入スヘシ

第四十一條 (八)配偶ノ關係即チ初婚者等ノ項ノ記入ニ就テハ左ノ通心得ヘシ

市町村長ハ婚姻ノ届出ヲ受理スル前ニ於テ民法第七百七十六條ニ依リ婚姻カ同條ニ列



記セル各條ノ規定ニ違反セサルコトヲ認メサルヘカラサルヲ以テ此ノ認定ノ爲ニ必要  
ノ手續ヲナス場合ニ於テ本項ノ各目ヲ調査スル便宜アルヘシ依テ其ノ際成ルヘク詳細  
ニ調査記入スヘシ  
三婚以上ノ婚姻當事者ノ配偶關係ハ最近ノ前配偶關係ヲ記入スヘシ例ヘハ最初ノ配偶  
者ト死別シ次ノ配偶者ト離別シ而シテ今回ノ婚姻ヲ爲シタル場合ハ最近ノ前配偶關係  
即チ前配偶者ト離別セシ者ニ圍點ヲ附スルモノトス  
本項ノ各目分明ナラサル場合ニ不詳ト記スヘキ場所ハ初婚者トアル下ノ餘白トス

第四 離婚票

第四十二條 離婚ニ在テモ婚姻ニ於ケルト同シク甲乙兩市町村ノ戶籍ニ同一ノ離婚ヲ記  
載スル場合アルヘシト雖是亦本章第三十四條ノ場合ト同シク内閣統計局ニ於テ接受ス  
ル小票ニ重複ヲ生スルニ拘ラス第一章第二條第一項ニ依リ市役所又ハ町村役場ニ於テ  
戶籍受附帳ノ種類番號順ヲ逐ヒ漏ナク小票ニ記入スヘシ  
第四十三條 本票ノ主部(三)以外ノ項ハ總テ戶籍ノ記載ニ必要ナル届出又ハ書類ニ就テ知  
ルヲ得ヘキ事項ナルヲ以テ右届出又ハ書類ニ依リ記入スヘシ  
第四十四條 離婚ニ於テハ普通ニハ夫妻ノ一方カ其ノ家ヲ去ルヘキニ依リ此ノ場合ニ於  
テハ(一)ノ項中妻カ夫ノ家ヲ去ルモノカ夫カ妻ノ家ヲ去ルモノノ一ニ圍點ヲ附スヘキコト  
勿論ナリト雖時トシテ離婚ノ後男女雙方トモ尙其ノ家ニ在ルモノアリ此ノ場合ニ於テ  
ハ戸内離婚トアル文字ニ圍點ヲ附スヘシ  
第四十五條 (二)ノ項中届出ノ日ハ協議上ノ離婚ニ限リ之ヲ記入スルコトヲ要ス裁判上ノ  
離婚ニ關スル事項ハ届出ニ添ヘタル裁判ノ附本ニ依リ記入スヘシ  
第四十六條 (三)ノ項中届出ノ日ハ協議上ノ離婚ニ限リ之ヲ記入スルコトヲ要ス裁判上ノ  
離婚者ノ日ハ戶籍ニ依リ記入スヘシ  
第四十七條 (四)ノ項中届出ノ日ハ協議上ノ離婚ニ限リ之ヲ記入スルコトヲ要ス裁判上ノ  
離婚者ノ日ハ戶籍ニ依リ記入スヘシ

ニ在テハ離婚ニ依リ入ルヘキ家又ハ創立スヘキ家ノ本籍ヲ記入スヘシ

離婚ニ依リ國籍ヲ喪失スル者ハ其ノ取得スヘキ國籍ヲ記入スヘシ

第四十八條 (五)ノ項中届出ノ所在地ノ記入ハ本章第三十八條婚姻當時ノ所在地ノ例ニ準ス  
ヘシ

第四十九條 (四)ノ項中届出ノ所在地ノ記入ニシテ朝鮮臺灣樺太外國等  
ノ國名地名ニ關スル場合ハ本章第二十條第一項及第二項出生ノ場所ニ關スル記入ノ例  
ニ準スヘシ

第五十條 (八)ノ項中届出ノ職業ハ届出ノ儘ヲ記入スヘシ

第五 死産票

第五十一條 本票ハ他ノ四種ノ小票ノ如ク戶籍記載ノ手續ト相伴ハスシテ墓地及埋葬取  
締規則ニ基キタル認許證附與ノ手續ト相伴フモノナルカ故ニ其ノ記入ニ關シテ他ノ四  
種ノ小票ト異ナル心得ヲ要スルモノアリ第一章第三條第五條第三項第六條第一項第七  
條第十一條第四項第十二條第一項ニ參看センコトヲ要ス

第五十二條 本票ノ主部ハ總テ死産ニ關スル届書及醫師若ハ產婆ノ作爲シタル死産證書、

死胎檢案書ニ就テ知ルヲ得ヘキ事項ナルヲ以テ之ニ依リ記入スヘシ

第五十三條 (二)ノ項中届出ノ本籍地(七)ノ項中届出ノ職業ハ届出ノ場合ハ父ノ本籍地及父ノ

職業ヲ記入スヘシ(七)ノ項中届出ノ職業ハ醫師若ハ產婆ノ作爲シタル死産證書死胎檢案書ニ依リ其ノ

儘ヲ記入スヘシ

第五十五條 (八)ノ項中届出ノ出生ノ日ハ届出ノ場合ハ父母トモ其ノ生年月日ヲ記入シ私

生子ノ場合ハ母ノ生年月日ヲ記入スヘシ

第三章 無籍者又ハ本籍不明者ノ死亡票

第三章 小票式徵收法

第五十六條 第一章第二條第三項ニ依リ記入スヘキ死亡票ハ全國何レノ市町村ニモ全ク本籍ナキ者又ハ本籍ノ分明ナラサル者ニ限リ記入スルモノトス故ニ届出チ受ケタル市町村ニ於テハ非本籍人ニテモ他ノ何レカノ市町村ニ本籍チ有スル者ニ就テハ其ノ届出チ受ケタル市役所町村役場ニ於テ小票ノ記入チ要セス

第五十七條 無籍者又ハ本籍分明ナラサル者ノ死亡票ハ其ノ届書又ハ其ノ他ノ書類ニ依リ記入スヘシ

第五十八條 無籍者又ハ本籍分明ナラサル者ノ前部ノ記入ハ種類番號ノ場所ニ戸籍受附帳ノ非本籍人ノ種類番號ヲ記入スルノ外死亡票トアル傍ノ括弧内ニ無籍又ハ本籍不明ト記シ大字地番號ハ之ヲ記入スルチ要セス

市役所町村役場名ハ小票ヲ記入シタル役所役場即チ無籍又ハ本籍不明ノ死亡ノ届書又ハ報告チ受ケタル役所役場名ヲ記入スヘシ

第五十九條 各項ノ記入ハ總テ届書又ハ其ノ他ノ書類ニ依ルチ以テ本籍者ノ死亡票ノ如ク戸籍ニ依リ記入スヘキ(六)配偶ノ關係(七)六歳未満者ノ身分ハ其ノ記入チ要セス

第六十條 無籍者又ハ本籍不明者ノ死亡票ノ記入ニ就キ特ニ本章ニ規定セサルモノハ總テ第一章及第二章第二ノ各條ニ依ルヘシ

第四章 統計小票控簿

第六十一條 統計小票控簿ハ各市町村ニ於テ之ヲ備フヘキハ勿論町村組合ノ場合ニ於テモ組合各町村ニ就キ各別ニ之ヲ備フヘキモノトス

統計小票控簿ハ統計小票記入並提出ノ監督トシテ最モ必要ナルノミナラス既ニ提出セル小票ノ誤謬訂正等ノ照會往復ノ際原書搜索ノ用チナシ又ハ原書ノ代用チナスモノナルニ付其ノ記入ニ誤謬ナキ様最モ注意チ要ス殊ニ記入チ終ル毎ニ必ス原書類ト校合スヘシ

第六十二條 統計小票控簿ハ出生死亡婚姻離婚チ各別冊トシ左ノ事項ヲ記載スヘシ

出生票控簿 種類番號書類受附番號及月日大字地番號出生子ノ氏名嫡出子庶子私生子ノ別父母ノ職業

死亡票控簿 種類番號書類受附番號及月日大字地番號死亡者ノ氏名死亡者及家計ノ主ナル職業發病ノ年月日死亡ノ原因

婚姻票控簿 種類番號書類受附番號及月日大字地番號婚姻ノ種類當事者ノ氏名所在地及職業

離婚票控簿 種類番號書類受附番號及月日大字地番號離婚ノ種類當事者ノ氏名所在地及職業

前項ノ事項ハ之ヲ省略スヘカラスト雖市役所町村役場ノ便宜ニ依リ之ヲ増加スルハ妨ナシ但シ其ノ場合ハ前項所定ノ各項ト混同セサル様限界チ明ニ爲シ置クヘシ

無籍者又ハ本籍不明者ノ死亡ハ控簿ニ記入チ要セス

第六十三條 統計小票控簿ノ記入ハ戸籍法施行細則第八條ニ因ル種類番號ノ順序ニ從ヒ戸籍記載ノ際之ヲ爲スヘシ

第六十四條 統計小票控簿ニ於ケル書類受附番號及月日大字地番號氏名等ハ統計小票記載ノ事項ニ付小票提出ノ後内閣統計局ヨリ問合ハセノ際戸籍又ハ附屬書類ニ遡リ搜索スルノ便ニ供スルモノトス而シテ此ノ如キ問合ハセノ必要ハ從來ノ經驗ニ於テ絶エス之アルコトナリ故ニ事件チ戸籍ニ記載スルノ際必ス之ヲ小票控簿ニ記入シ置クヘシ

第六十五條 各種小票控簿ニ於ケル職業並死亡小票控簿ニ於テハ右職業ノ外向發病ノ日死亡ノ原因等執レモ届書又ハ其ノ附屬書類等ノミニ記載シアリテ戸籍ニハ記載セラレサルニ付事件チ戸籍ニ記載ノ際原書ニ依リ必ス之ヲ小票控簿ニ記入シ置クヘシ

## 第四章 目錄式徵收法

目錄式徵收法としては、臺灣の戸口調査が實施せられたもの、中の最大規模にして且最完全したものであつた。然れども其の手本は主として内閣統計局に於いて、背國勢調査の草案として起草してあつたものに依つたのであつて、而して其の草案は後に國勢調査準備委員會の原案となつたのである。故其の委員會の決議中の敕令案の要旨及之に屬する國勢調査申告書様式其の他必要なる分のみを抜抄して置くこととした。即敕令案の要旨中よりは調査の期日、調査事項及調査申告書記入責任者の項のみを掲げ、其の他を略した。特に調査執行機關の如きは國の調査なるが爲、系統複雑にして小規模の調査に適せざると、其の徵收手續は小票式と大差なきを以て之を略することとした。唯東京市で行ふた小票式の場合には、人別票の外に所帯票といふものが、一所帯毎に附けてあつた。是は一所帯に屬する小票を監督する爲、必要なものであるから、人口調査の場合に人別の小票を用ひるときは、是非此の所帯票を伴隨せし

めねばならぬ。然るに國勢調査の目錄式にはそれが無い。其れは其の目錄それ自身が所帯票であるからである。又國勢調査票には要計表と稱するものを作ることになつて居るから之をも掲げることとした。此の要計表なるものは一面材料の監督に必要なもので、又一面には調査の結果の概數を早く知るの便に供するものである。臺灣の戸口調査でも之を作つた。但し臺灣の戸口調査では各調査委員が作ることとなつて居るが、國勢調査の草案では調査委員は照査表を作り、之に依りて市町村長が要計表を作ることとなつて居る故、参考の爲調査委員照査表の様式をも掲げて置く。此の照査表も矢張り要計表と同意のものである。それから臺灣の戸口調査の所帯票であるが、國勢調査の申告書を掲ぐれば必要な如くなれども、後に製表の爲の小票が、此の所帯票から如何に作られしかを爲に、其の要計表と共に之を掲ぐることにした。其の代り繁を避くるが爲、國勢調査及臺灣の分共、其の記入心得及記入例は何れも略して置く。尙次ぎに掲げた臺灣の所帯票は、東京市や神戸市杯で用ひた所帯票と其の名は同じであるが、其の形も主意も全然異つて居る故、混同せん

ようにせんければならぬ。

國勢調查勅令案要旨

調査ノ期日ヲ十月一日トシ此ノ期日ニ於テ帝國版圖内ニ現在スル者ハ關令ヲ以テ定ムル  
 國勢調査申告書様式及同記入心得ニ依リ(一)氏名(二)所帯ノ主人トノ續柄又ハ關係(三)男女ノ  
 別(四)出生ノ年月日(五)職事上ノ身分(六)職業及職業上ノ身分勤柄等(七)出生地(八)國籍外國人ニ  
 限ルノ八項ニ就キ調査ヲ受クルモノトシ尙ホ期日以前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ期日以後三日  
 以内ニ始メテ帝國ノ港灣ニ入りタル船舶ニ在ル者ハ該期日ニ帝國版圖内ニ現在シタル者  
 ト看做スコトトセリ即チ大體ニ於テ現在人口ノ瞬間調査ナリ而シテ内閣總理大臣ヨリ參  
 考トシテ回附セラレタル統計表式案ニ依レハ獨リ人口ノ民誌學的構成ノミナラス主トシ  
 テ重ク職業構成ノ調査ニ措ケリ  
 調査ハ國勢調査申告書用紙及同記入心得ヲ各所帯ニ配付シ各所帯ニ就キ之ヲ執行シ所  
 帶ノ主人及國勢調査申告書記入心得ニ指定シタル者其記入ノ責ニ任ス  
 各所帯ニ就キ調査ヲ執行スル期間ハ九月十一日ヨリ十月五日迄トス蓋シ調査執行ノ機  
 關力各所帯ニ就キ準備調査ヲ執行シ國勢調査申告書用紙ヲ各所帯ニ配付シ並ニ之ヲ各所  
 帶ヨリ拾集スル等ノ事務ヲ執行スヘキ期間ヲ規定セルナリ而シテ國勢調査申告書拾集後  
 其ノ記入ノ事項ニ就キ尋問ヲ要スヘキモノナキヲ保セス此ノ場合ニ於テハ前記期間後ト  
 雖尙ホ其ノ所帯ニ就キ調査ヲ執行スヘキ餘地ヲ保留セリ  
 調査ニ際シ調査ヲ忌避シ又ハ申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓  
 以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用井テ調査ヲ妨ケタ  
 ル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處スル旨ヲモ規定セリ  
 以上ハ調査ノ事項及答申義務等ニ關スル大要トス(以下略之)

調査入府(其見)

調査	事項	答申義務等	ニ關スル	大要トス	(以下略之)
----	----	-------	------	------	--------

住所帯の種類及名稱

住所帯の主人又ハ...

九

申告書様式(國勢調査草案) 9

役場所管調査區 第 號

北海道府縣 郡

日一月十年 治明

號 第 書 告 申 查 調 勢 國

第 號 枚の内  
申告書二枚以上を要するときは右の欄内に類次何枚の内に第何に記入すべし

十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

人員合計	人員總計	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
		氏名 (記入心得第十二を 見るへし)	所帯の主人との続柄又は關係 (記入心得第十三を 見るへし)	男女の別 (記入心得第十四 を見るへし)	出生の年月日 (記入心得第十五を 見るへし)	録事上の身分 (記入心得第十六を 見るへし)
不在主人 (記入心得第八を 見るへし)						

右之通相違無之候也

北海道府縣 郡 市 町 村  
 町名、大字、小字、地番號又ハ屋敷番號等  
 居所番號  
 第 號

準所帯の種類及名稱  
(準所帯なるときは欄内に其の種類及名稱を記入すべし)

四欄	第五欄	第	六	欄	第	七	欄
の年月日 <small>(得第十五を)</small>	縁事上の身分 <small>(記入心得第十六を見らへし)</small>	職業及職業上の身分、勤柄等 <small>(記入心得第十七を見らへし)</small>			出生地 <small>(記入心得第十八を見らへし)</small>		
主人 <small>(記入心得第八第十九を見らへし)</small>		氏名	職業及職業上の身分、勤柄等				

所帯の主人又は其  
 の他の記入義務者

調査委員照査表様式 (國勢調査草案) (10)

調査委員照査表

北海道、府縣

郡

市町村役所役場

調査區第 號

區域

調査委員

表 (面裏末尾)

合計	號	號	號										居所番號	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	第九欄	第十欄
			號	號	號	號	號	號	號	號	號	號											
													居所所在地番號 <small>(町名、大字、小字、地番、屋敷番號等)</small>			居所種類	準所帶ノ種類及名稱	記入義務者ノ氏名	申告拾集用紙數	人員數	人員實數	備	

右之通相違無之候也

明治 年 月 日

調査委員

右檢査候處相違無之候也

明治 年 月 日

市町村長

委員照查表樣式 (國勢調査草案) (10)

調查委員照查表

北海道、府縣 市町村役所役場

調查委員

區域

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	第九欄	第十欄
所在地 番字 大字 小字	居所 種類	準所帶ノ種 類及名稱	記者ノ氏名	申告 書ノ 番號	拾集 用紙 枚數	人員 概數	人員 實數	男 女 計	備 考
					號 號 號 號 號 號 號 號 號 號	枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚			
					號 號	枚 枚			

地相違無之候也

調查委員

宣候處相違無之候也

市町村長

年 月 日





村要計表様式 (國勢調査草案) (11)

年十月一日國勢調査

市町村要計表

道、府、縣

部、

市

町、

村

枚ノ内第 號

(二枚以上ヲ用クハトキハ左ノ記入ヲ爲スヘシ)

申告書  
通數  
男  
女  
人員實數  
計數

調査區  
番號  
申告書  
通數  
男  
女  
人員實數  
計數

總計	合計	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	番號

記入ノ通相違無之候也

明治 年 月 日

検査候處相違無之候也

明治 年 月 日

市役所町村役場名及市町村长氏名印

町村要計表ニハ郡長市要計表ニハ府縣知事氏名印

# 所 帶 票

(シヘス入記テリ依ニ得心入記ハ票本)

戸口調査所 帶 票 (明治三十年十月施行) (12)

右記入之通相違無候也

者 在 不			者 在 現																			順 番 號							
三	二	一	男 女 合 計	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	氏 名	氏 名				
號	順	番		號	順	番	號	順	番	號	順	番	號	順	番	號	順	番	號	順	番	號	順			番	號	順	番
			男女總計 <small>(此總計ハ二枚以上用ヒタル場 合ニノミ記入スルモノトス)</small>																						一 <small>(欄内記入心 得一ヲ見ヨ)</small>	氏 名	所又所 帶ハ帶 主ノト ノト 柄續ノ 若主帶 係關ノ		
																												三 <small>(欄内記入心 ヨ見ヲ三得)</small>	族
			氏 名																						四 男	別ノ女男	五 女	四 <small>(欄内記入心 ヨ見ヲ四得)</small>	
																									六 <small>(欄内記入心 ヨ見ヲ五得)</small>				出生ノ年月日
			氏 名																						七 <small>(欄内記入心 ヨ見ヲ六得)</small>	緣上ノ身分	八 <small>(欄内記入心 ヨ見ヲ七得)</small>	業 名	本 職
																									九 號	號			

	廳 名		督 區 番 號		調 查 區 番 號
	第 號		第 號		第 號
	第 號		第 號		第 號

備 用

名 督 區 番 號  
號 第 調 查 區 番 號  
號 第 號

堡里鄉灣名 街(庄社)名 土 名 町 丁目 住家番號第

所帶番號第

(見入心)

二 (心入記内) 柄續ノト主帶所又所  
見ヨ 見テ二得) 若主帶ノト帶ハ所

三 (心入記内) 族 種  
見ヨ 見テ三得)

四 男 (心入記内) 別ノ女男  
五 女 見ヨ 見テ四得)

六 (内記入心) 日月年ノ生出  
得五ヲ見ヨ)

七 (心入記内) 分身ノ上事縁  
見ヨ 見テ六得)

八 (内記入心) 名 業 本  
得七ヲ見ヨ)

九 (内記入心) 位 地 業 及 其  
得八ヲ見ヨ)

十 (内記入心) 名 業 副  
得九ヲ見ヨ)

十一 (内記入心) 位 地 業  
得十ヲ見ヨ)

合 計

名 男 女 氏 名 男 女 氏 名 男 女 氏

順番

順番

順番

順番

(此總計ハ二枚以上用ヒタル場  
合ニノミ記入スルモノトス)

六 五 四

九 八 七

十二 十一 十

十四 十三

合

通相違無候也

調査委



廳	名	監督區番號	調查區番號
第	號	第	號

### 調查委員要計表

堡里街庄社名	住居數	所帶數	順序號																	
			一	二	三	四	五	六	七	八	九	十								
住家船舶其ノ他	住居數	所帶數	一																	
本來ノ所帶 準所帶			二	三	四	五	六													
合計																				

右記入之通相違無之候也

明治三十八年十月 日

記入心得

- 一 本表ハ調査委員ニ於テ所帶票ニ依リ一調査區毎ニ一枚ヲ調製スヘ
- 二 堡里街店社名ノ欄ニハ一街庄毎ニ各其ノ名稱ヲ記入スヘシ但シ一港又ハ何地先等ト記入スヘシ
- 三 實地調査時間數ハ實地ニ就キテ調査シタル月日及其ノ延時間ヲ記

調査區番號  
號

實地調査時間數  
自十月 日 至十月 日  
百十時

所帶票整理時間數  
自十月 日 至十月 日  
百十時

所帶數		人		口	
本來ノ所帶	準所帶	現在者	不在者	現在者	不在者
五	六	男 常住者ニシテ現在スル者	男 不在者	男 現住者ニシテ現在スル者	男 不在者
		女 常住者ニシテ現在スル者	女 不在者	女 現住者ニシテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者
		男 シテ現在スル者	男 不在者	男 シテ現在スル者	男 不在者
		女 シテ現在スル者	女 不在者	女 シテ現在スル者	女 不在者

調査委員 官職氏名

監督補助委員 官職氏名

監督委員 官職氏名

毎一枚ヲ調製スヘシ

ヲ記入スヘシ但シ一街庄社ノ一部ナルトキハ何堡何街ノ内又ハ何里何庄ノ内等ト記入シ港灣河川ナルトキハ何日及其ノ延時間ヲ記入シ所帶票整理時間數ハ所帶票ノ整理ニ要シタル月日及其ノ延時間ヲ記入スヘシ

八	五	十	二	三	四	五	六	七	八
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

至十月 日 日  
自十月 日 日

第五章 目錄式の異例

前二章に掲ぐる所の小票式若くは目錄式の例は何れも純然たる小票式若くは純然たる目錄式であるが、茲に其れとは趣を異にして居る、目錄式に表式を加へたものを用ひた例がある。それは柳澤統計研究所で去る大正四年十二月末日現在の華族静態の調査を行つた時に用ひた華族家別票と稱するものであつて、殆全部目錄式であるが、唯使用人の一項のみが表式になつて居るものである。これは元華族の各家に就き調査する豫定であつたが、後に至り出來得る限り各種の材料に依り之を調査し、如何にするも分り兼ねるものゝみを各家に就き問ひ合ふることゝしたのであつて、其の答と蒐集したる各種の材料とに依り、當該各項に記入することとしたものである。故に此の調査は其の仕組に於いても第一義統計と第二義統計とを並用し、徴收方法に於いても目錄式と表式とを並用したものである。依りて其の様式を本篇の終に掲げて、如何なるものなりやを示すと共に、之に依りて亦製表の爲、如何なる小票を製作せられたるかを、後に至り説明するの資料に供することゝする。



## 第六章 小票式徴収法と目録式徴収法との得失

第四章に於いて掲げたる實例は何れも同じ種類の調査に、一は小票式徴収法を用ひ、一は目録式徴収法を用ひて居る。又前章の華族靜態調査も矢張り似た様な調査である。然るに是は又目録式と表式を併用して居る。斯様に同種の調査に徴収法の異なるのは何であるかと云ふと、其の材料の性質、調査員の適否、其の他其の場合に應じて或は小票式を便とし、或は目録式を便とするからである。而し兩徴収法又各其の長短得失があるのである。今試に自分が臺灣と東京市に於て實驗した所に依て少しく之を述べて見やう。臺灣に於いて目録式から小票を作製した時非常に誤謬が多く、之を訂正するの繁に堪へんかつた。然らばなせ目録式に依り小票を作製すれば誤謬が多いかといへば、之は甚簡單に説明し得ることである。凡人がものを書くに少しも誤謬がないといふことは中々出来難いことである。それも少のものであれば出来るかも知れんが、多く加之早く書く場合には必誤謬のあるのは、到底免れ能はざることといひ得る。

のである。又更に其の書いたものを校合するのに、少も残らず其の誤謬を見出すといふことも、是亦頗困難のことである。而して其の誤謬見残しの割合は如何であるかといへば、丁度誤記の多少と正比例するのである。換言すれば誤記が多ければ校合漏れが多く、誤記が少ければ校合漏れが少いこととなるのである。是れが臺灣での經驗である。而して東京市では小票式であるから、此の苦い經驗を免がれることか出来た。然し目録式は小票式よりも或場合に、調査の際に於ける誤謬を減ずることが出来る。例へば所帯票の如きものに在りては、夫婦親子と順次に一紙に記入してあるから、體性や年齢の誤謬が記入する人にも検査する人にも一目して發見し易い。之が小票式で家内數人が一枚づゝの小票になつて居ると、調査委員が所帯主より受取りて、直に検査する場合に、一枚づゝメクツテ見ねばならぬから、一目して彼此對照が出来ぬ。それ故つゝ誤謬の検査落が出来易い。記入の場合も同様である。調査の際の検査落は後に如何ともすることが出来ぬ。且つ材料として徴集した所の小票は、記入するには都合よく出来て居るが、製表するには都合の悪いことがある。その上直に小



# 華 族 家 族 別 票

(大正四年十二月三十一日現在)

大正 年 月 日	者 籍 在																		主 當				家 當								
	男	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	順 號		(4)	(3)	(2)	(1)	(V) 所在地 本 邸 道、府、縣名 郡、市、區名 區、町、村名 町名、丁目、大字、小字、地番號又ハ屋敷番號	(I) 血統		
	女																					一 名 氏	學博士	功 級	勳 等	位	(II) 舊				
	合 計	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿		二 男 三 女 四 當 柄	別 女 男 又 主 當 ハ 續 ノ ト	五	四	三	再	初	(5) 結婚年 年 月 日	(III) 爵
																						年			年	年	年	年	(IV) 世襲財產 有無		
																							五 日 月 年 生 出	婚 姻 關 係	五	四	三	二	一	(6) 離婚年 年 月 日	(VI) 住
																						年			年	年	年	年			
																							六 係 關 姻 婚	組 緣 關 係	五	四	三	二	一	(7) 死 別 年	
																						年			年	年	年	年			
																							七 係 關 組 緣	教 育 ノ 程 度	五	四	三	二	一		
																					年	年			年	年	年				
																						八 度 程 ノ 育 教	軍 籍 關 係	五	四	三	二	一			
																					年			年	年	年	年				
																						九 係 關 籍 軍		五	四	三	二	一			
																					年			年	年	年	年				



○(VI) 住家ノ有様ハ都合ニ依リ調査セズ

様

(VII)

人用使

在職

地

道

府

縣

名

別

男

女

計

計

男

女

計

計

男

女

計

計

男

女

計

計

男

女

計

計

男

女

計

計

存

亡

計

存

亡

計

存

亡

計

計 其他 以上 再婚 初婚

本

職

業

及

其

ノ

地

位

業

副

業

出

道

本

道

現

道

個

名

位

名

位

地

名

地

名

一

二

一

三

一

四

一

五

一

六

一

七

一

八

照査並補記者氏名印

## 第參篇 統計小票作製法の要義

### 第七章 小票作製の二方法

原來單位式調査に基いた統計材料に依り製表するには、劃線法といふが如き幼稚な方法もあるが、少し細密の統計表を製せんとすれば、是非小票を用ひねばならぬ。却説其の製表に用ひる小票は、小票式徴收法に依つた場合は、材料徴收に用ひた小票を、其の儘製表に用ひるが、目錄式徴收法に依つて材料を徴收した場合は、別に製表用の小票を作製せねばならぬ。随つて其の製式も違ふ。今材料徴收に用ひる小票の製式を、假に第一作製法と名づけ、特に製表の爲に作る小票の製式を、第二作製法と名づくることとしよう。即左の如し。

#### 第一作製法

調査したる事實を直に記入し得べく作製す。即調査用紙として小票を作製し、之を製表に用ひるなり。

#### 第二作製法

目錄式に依り調査したる事實を更に轉寫すべく作製す。即純粹に製表の方法として作製するなり。

電氣集計機

第二作製法の一種として尙擧ぐべきものがある。それは調査すべき目的物の一單位毎に一枚の厚き小票を用ひ、それに調査事項の各事實に従つて一定の穿孔をなし、其の小票を電氣仕掛の集計機に依りて製表する方法であつて、其の集計機は頗複雑なる、且頗高價なるものである。而して歐米に在りては、之を「センサス」國勢調査其の他の製表に用ひて居る國があり、従つて其の機械も一・二種に止まらぬのであるが、我が國では之を用ひたことはない。唯内閣統計局で試験的に製作したものが一臺あるのみである。けれども此の方法は等しく小票ではあるが、機械に依りて集計製表するのであつて、人の手に依りて製表する小票とは全然異つたものである。故之に就いては委しく述べぬことゝした。

### 第八章 小票の様式

統計小票の様式は、二種の作製法に従ひ、亦各異つて居る。加之二種の各に就いても、調査の目的及調査事項の如何に依りては、必しも同一様式を用ひるこ

様式の一の  
適例

とは出来ぬけれども大躰の原則に於いては異なるべきものでない。それ故第一作製法に屬する様式から、順次十數種の様式を擧げて置く故、若し新に小票の様式を制定せんとする時は、其の調査の目的や、調査事項の如何に従つて、類推參酌して制定すればよいのである。

#### 様式の一

第一作製法に依りたる小票を用ひたのは、第貳篇に掲げた處の東京市及神戸市の市勢調査、内閣統計局の人口動態統計及臺灣のそれである。その他尙東京市の人口動態統計を始め、二・三用ひた處があるようであるが、模範とすべきものは、前記四箇所の小票であらう。而して臺灣の人口動態統計の分の外は、既に掲載せられてあるが、其の大きさや「インキ」の色杯に、參考とすべき點がある故、實物の通りのものを重ねて掲げることゝした。但し神戸市の分は再掲を略して置く。それから臺灣の人口動態統計の分であるが、此處に掲げてあるのは、現行のものとは少し違つて居る。其の最著しきものは轉住票であつて、出と入と二種に別けて提出せしむることになつたのであるが、その様式は兩方共同形

式である故元の儘のものを掲げたのである。

（以下は非常に小さい文字で書かれた説明文が続く）

東京市市勢調査統計小票（明治四十一年十月施行）  
所帯票 (15)

市勢調査所帯票

(一) 區名	(二) 監督區番號 第 號	(三) 調査區番號 第 號	(四) 所帯番號 第 號	(五) 標準所帯名稱ノ	(六) 所帯ノ所在地
(七) 人別票枚數	(八) 一時現在者	(九) 一時不在者	(十) 現在者	(十一) 常住者	
					男 女 計

明治四十一年十月 日調 調査員



期 第 年 正 大										
(七) 父母ノ出生日	(六) 父母ノ職業		(五) 嫡庶私ノ別	(四) 出生ノ時	(三) 體性	(二) 出生ノ場所	(一) 出生子ノ氏名	(縣府)	(市郡)	(村町)
母 父	母 父	別	時	性	所	氏名				
年 月 日	年 月 日	嫡出子 庶子 私生子	大正 年 月 日	男 女	市郡	大字	號	地番號	役所	大字
年 月 日	年 月 日		日 午 後 時		市郡	大字	號	地番號	役所	大字
(七) 嫡出子庶子ハ父母共私日子記スヘシ	(六) 届出ノ儘チ記スヘシ		(五) 意兒發見ノ年 月 日	(四) 意兒ナレハ推定年月日	(三) 意兒ハ發見ノ場所ナリ	(二) 意兒ハ發見ノ場所ナリ	(一) 意兒ハ發見ノ場所ナリ	業兒ナレハ意兒トシ	括弧内ヘ記スヘシ	

第八章 小票の様式 様式の一

七五

出生票 (17)

内閣統計局人口動態統計材料統計小票

票 別 人 查 調 勢 市										
0	主									
1	4				7					
2	5				8					
3	6				9					
(七) 地者一時先行不在	(九) 本籍地	(八) 業 職			(五) 男女別	(三) 所帯ニ於ケル地位	(一) 番所	(二) 氏名	(四) 婚 姻 係 組	(六) 關 係 組
		業 副 本 業	四 第 三 第 二 第 一 第				第 第 第 第	第 第	年 月 日	年 月 日
(三) 地者一時現在	(十) 出生地									

人 別 票 (16) 小票式統計製表法

七四

死亡票 (18) 小票式統計製表法

大正 第 年 期									
(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
死亡ノ原因	發病ノ日	職 業	六歲未満者ノ身分	配偶ノ關係	出生ノ日	死亡ノ時	體 性	死亡ノ場所	死亡者ノ氏名
其他ノ變死ノ種類	自 殺	病 死	未婚者 配偶者ノ生存スル者 配偶者ノ死亡ニシテ獨身者 離婚セシ獨身者	大正 年 月 日	大正 年 月 日	午前 午後 時 時	男 女	(市郡) (村町)	(縣府) (市郡) (村町)
本籍不明者又ハ無籍者ノ小票ヲ作製スル場合ハ記入心得第三章ニ照シテ記入スヘシ 本籍不明、無籍又ハ失踪トキハ上ノ括弧内ニ本籍不明、無籍又ハ失踪ト記スヘシ									

婚姻票 (19)

大正 第 年 期							
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
配偶ノ關係	職 業	出生ノ日	當事者ノ氏名	婚姻當時ノ所在地	籍地	婚姻届出ノ日	種 別
前配偶者ト離婚セシ者	前配偶者ト離婚セシ者	前配偶者ト離婚セシ者	前配偶者ト離婚セシ者	前配偶者ト離婚セシ者	前配偶者ト離婚セシ者	前配偶者ト離婚セシ者	普通ノ婚姻 入夫婚姻 婿養子婚姻
本籍不明、無籍又ハ失踪トキハ上ノ括弧内ニ本籍不明、無籍又ハ失踪ト記スヘシ							

<b>離</b>		期 第 年 正 大							<b>離</b>										
		(一) 種類		(二) 協議上ノ離婚		(三) 裁判上ノ離婚		(四) 離婚ノ日			(五) 離婚者ノ本籍地		(六) 離婚當時ノ所在地		(七) 當事者ノ氏名		(八) 職 業		
		別		別		別		別			別		別		別		別		
離婚票 種類番號第		大 字		地番號		戸内離婚		妻カ夫ノ家ヲ去ルモノ		夫カ妻ノ家ヲ去ルモノ		夫		妻		年 月 日			
役所		村町		役場		訴訟提起シタル者		確定ノ日		訴訟提起シタル者		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
別		別		別		別		別		別		別		別		別			
同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組		同村トアル場合ニハ本組			
同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組		同町トアル場合ニハ本組			
同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組		同郡トアル場合ニハ本組			
同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組		同縣トアル場合ニハ本組			
同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組		同府トアル場合ニハ本組			
同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組		同州トアル場合ニハ本組			

シヘス入記テシ照ニ得心入記

死産票 (21)

期 第 年 正 大				<b>死 産 票</b> 埋火葬認許證番號第		號																	
								(一) 分娩ノ場所		(二) 父母ノ本籍地		(三) 體 性		(四) 死胎分娩ノ時		(五) 妊娠ノ月數		(六) 嫡庶私ノ別		(七) 父母ノ職業		(八) 父母ノ出生ノ日	
								市 郡		市 郡		男 女		大 正 年 月 日		簡 月		嫡 出 子 庶 子 私 生 子		母 父		年 月 日	
認許證ヲ附與スル役所		記スヘシ		嫡出子ノ父ノ本籍地		記スヘシ		出生ノ時		記スヘシ		出生ノ時		記スヘシ		出生ノ時							

シヘス入記テシ照ニ得心入記

生 産 票 ( )

(番號) 第 \_\_\_\_\_ 號

(受理) 明治 十 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(一)	氏 名	_____		
(二)	男女ノ別	_____		
(三)	種(父ノ	_____		
	族(母ノ	_____		
(四)	嫡出子、庶子、私生子ノ別	_____		
(五)	出生ノ時	明治 十 年 _____ 月 _____ 日		
(六)	職(父ノ	(業名) _____	(地位) _____	
	業(母ノ	(業名) _____	(地位) _____	
(七)	出生ノ場所	廳 名	堡(里鄉灣)名	街(庄社)名
		_____	_____	_____
(八)	原籍又ハ國籍	_____		

(生) 廳 支廳 派出所 (生)

( )内  
 (番號)ニハ毎年一  
 (受理)ニスヘカテ月ニ於テ  
 本欄ニハ其ノ事實  
 本欄ニハナリ知シ  
 本欄ニハ母ノ種族人(福建人、外人)ノ外  
 本欄ニハ記入スヘシ  
 本欄ニハナリ記入スヘシ  
 本欄ニハ母ノ職業別ヲ掲テ業名ノ箇  
 本欄ニハニ拘ハ  
 本欄ニハ記入スヘシ  
 本項ニハ相當スヘシ●本

記 入 心 得

ニハ棄兒ニ限リ棄兒ト記入スヘシ  
 ハ生産(棄兒ヲ含ム)届書受理ノ順號ヲ記入スヘシ●届書受理ノ順號號ヨリ起シ其間決シテ同一番號ヲ附スヘカラス  
 ハ本事件ノ届書受理ノ月ヲ記入スルモノニシテ事件發生ノ時ヲ記入ス例ヘハ明治三十八年十二月ニ生レタルモノノ届書ヲ同三十九年一受理シタルトキハ明治三十九年一月ト記入スルカ如シ  
 生兒ノ氏名ヲ點線上ニ記入スヘシ以下點線アル欄ニハ總テ點線上ニナリ記入スヘシ  
 生兒男ナレハ男、女ナレハ女ト記入スヘシ假令氏名ニ依リ男女ノ別得ルモト雖必之カ記入ヲ要ス  
 其ノ生兒嫡出子又ハ庶子ナルトキハ父ノ種族ヲ私生子ナルトキハ下ニ掲ケタル括弧内ノ略語ヲ以テ記入スヘシ●内地人(内)●本島人(福)廣東人(廣)其ノ他ノ漢人(漢)熟蕃人(熟)生蕃人(生)●外國父母ノ氏名ハ記入ヲ要セス  
 生兒ノ嫡出子(嫡)庶子(庶)私生子(私)ノ別ヲ各括弧内ノ略語ヲ以テシ  
 生兒ノ生レタル年月日ヲ記入スヘシ●棄兒ニ在リテハ發見ノ年月日且ツ其ノ下ニ推定何歳(月・日)ト記入スヘシ  
 其ノ生兒嫡出子又ハ庶子ナルトキハ父ノ職業ヲ、私生子ナルトキハナリ記入スヘシ●職業名ハ農工商等ノ概括名稱ヲ用ヒス實際稱呼ノ細其ノ地位ヲ業主、家族、被僱人ニ分テテ記入スヘシ●職業ナキモノハ所ニ其ノ生計ノ途ヲ詳記スヘシ  
 廳、堡里、街庄名ヲ記入スヘシ但シ外國又ハ船中等ノ場合ハ此ノ欄界ス其ノ場所ヲ記入スヘシ  
 内地人ニ在リテハ原籍即道廳、府縣名ヲ、外國人ニ在リテハ其國籍ヲ  
 本票ヲ記入セシ警察官吏派出所名ヲ記入スヘシ●警察官吏派出所ニ廳直轄又ハ支廳直轄ニ在リテハ何廳直轄又ハ何廳何支廳直轄ト記入ス票取扱者ハ「派出所」ノ下ニ其認印ヲ押捺スヘシ

人口動態統計材料統計小票 (臺灣總督府)

生産票 (2)

小票式統計製表法

結 婚 票

(結婚) (結婚)

(番號) 第 \_\_\_\_\_ 號

(受理) 明治 十 年 月

	夫ノ	妻ノ
(一) 氏名	_____	_____
(二) 種族	_____	_____
(三) 職業	(業名) _____ (地位) _____	(業名) _____ (地位) _____
(四) 縁事上有様	_____	_____
(五) 結婚種別	_____	_____
(六) 結婚時	明治 十 年 月 日	_____
(七) 出生時	夫ノ _____ 年 月 日	妻ノ _____ 年 月 日
	_____ 年 月 日	_____ 年 月 日
(八) 結婚所當在時地	廳名 _____ 堡(里郷灣)名 _____ 街(庄社)名 _____ 原籍又ハ國籍 _____	_____
	_____	_____

(結) 廳 支廳 派出所 (結)

結婚票 (24)

死 亡 票 ( )

(死亡) (死亡)

(番號) 第 \_\_\_\_\_ 號

(受理) 明治 十 年 月

(一) 氏名	_____
(二) 男女ノ別	_____
(三) 種族	_____
(四) 嫡出子・庶子・私生子ノ別	_____
(五) 出生ノ時	_____ 年 月 日
(六) 死亡ノ時	明治 十 年 月 日
(七) 職業	(業名) _____ (地位) _____
(八) 死 因	病死(病名) _____ (主治醫) _____
	自殺(因由) _____ (手段) _____
	其他(種類) _____
(九) 死亡ノ場所	廳名 _____ 堡(里郷灣)名 _____ 街(庄社)名 _____
(十) 原籍又ハ國籍	_____

(死) 廳 支廳 派出所 (死)

死亡票 (23) (本票以下轉住票に至る五例は、何れも出生票の如く、記入心得を添付しあるものなれども、其の繁を避くるが爲之を略したり)

小票式統計製表法

死 産 票

(死産) (死産)  
 (番號) 第 \_\_\_\_\_ 號  
 (受理) 明治 十 年 \_\_\_\_\_ 月

(一) 男女ノ別	_____
(二) 死胎分 死 胎 分 時 娩ノ時	明治 十 年 _____ 月 _____ 日
(三) 妊娠月數	_____、 箇 月
(四) 嫡出子、庶子、 私生子ノ別	_____
(五) 種 族 父ノ _____ 母ノ _____	(業名) _____ (地位) _____
(六) 職 業 父ノ _____ 母ノ _____	(業名) _____ (地位) _____
(七) 死胎分娩ノ場所	廳 名 堡(里郷灣)名 街(庄社)名
(八) 原籍又ハ國籍	_____

(死産) (死産)  
 廳 支廳 派出所

死 産 票 (27)

第八章 小票の様式 様式の一

八五

離 婚 票

(離婚) (離婚)  
 (番號) 第 \_\_\_\_\_ 號  
 (受理) 明治 十 年 \_\_\_\_\_ 月

	夫ノ	妻ノ
(一) 氏名	_____	_____
(二) 種族	_____	_____
(三) 職業	(業名) _____ (地位) _____	(業名) _____ (地位) _____
(四) 離婚原因	離 婚 原 因 裁 判 上 訴ノ提起セシモノ 民法第八百十三條第 _____ 號 (内地人ニ限リ)	
(五) 離婚ノ時	届出ノ日 明治 十 年 _____ 月 _____ 日	裁 判 確 定ノ日 明治 十 年 _____ 月 _____ 日
(六) 結婚ノ時	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
(七) 出生ノ日	夫ノ _____ 年 _____ 月 _____ 日	妻ノ _____ 年 _____ 月 _____ 日
(八) 離婚所	廳 名 堡(里郷灣)名 街(庄社)名 原籍又ハ國籍	_____
當在時地	夫ノ _____	妻ノ _____

(離) (離)  
 廳 支廳 派出所

離 婚 票 (25)

小票式統計製表法

八四

轉住票 (26)

轉住票

轉住 (番號) 第 \_\_\_\_\_ 號  
(受理) 明治十年 月

(一) 氏名			
(二) 男女別			
(三) 種族			
(四) 職業	(業名)	(地位)	
(五) 出生時	年	月	日
(六) 轉住時	明治十年	月	日
(七) 住所	住	廳名	堡(里鄉湧)名 街(庄社)名
	舊		
新			
(八) 原籍又ハ國籍			

轉 廳 支廳 派出所 轉

樣式の二の通例

樣式の二

第二作製法を用ひたのは、臺灣に於ける前後二回の戸口調査を始とし、熊本市に於いて明治四十年に施行した職業調査、同四十二年に施行した札幌區の區勢調査及新潟縣佐渡郡の郡勢調査は、何れも皆此の方法を採つたのであつて、彼の實施せられんとして未實行に至らぬ國勢調査の如きも、矢張此の方法に依ることゝなつて居るのである。其他各所に於いて此の方法に依り、小票を作製して製表した小規模の調査は、隨分あつたようであるが、煩しきが爲之を擧げぬ。

それで之等に用ひた統計小票の樣式は、如何なるものであるかといへば、何れも大同小異であるべきことゝ思はるゝ故、最早實施せられた臺灣の分及最近に柳澤統計研究所に於いて調査した華族靜態調査の分のみを掲ぐることにした。而して二箇所の小票は、第貳篇第四章に掲げたる、臺灣の所帶票及第五章に掲げたる、華族家別票に依りて作製したものである故、其れと對照して見ればよく分るのである。但し華族靜態調査に於ける當主に對するものは

所帶單位票			
住家番號 (其他ノ種類) _____			
所帶票番號 _____			
一 住居中ノ所帶數 _____			
一 所帶中ノ住居數 _____			
住家ノ有様 _____ 地 _____ 家 _____			
所帶主ノ種族 _____			
所帶主ノ本業名 _____			
所帶主ノ本業地位 _____			
所帶ノ種類 _____			
廳番號	所帶構成別	1 所帶主	
監督區號		2 家族	
調查區號		3 家事上ノ雇人	
		4 職業上ノ雇人	
保番里號		5 同居人	
		6 來客	
街庄社號	現任者	男	女
	總數		

臨時臺灣戶口調查統計小票 (28)

臨時臺灣戶口調查統計小票 (明治三十八年十月施行)

別に小票を作らず、直に所帶票から製表することになつて居る。



華族調査家單位票  
(大正四年十二月三十一日現在)

家別票順號		
(一) 氏名		
III 爵	(I) 血統	
II	IV 世襲財産ノ有無	
(一〇) 宗教(家ノ)		
V 本邸所在地	(七) 本籍地	
(一) 男女合計	現住地	合計
在籍者	男	
	女	
	計	
II 家職	男	
	女	
	計	
用其他	男	
	女	
	計	
人計	男	
	女	
	計	

第八章 小票の様式 様式之二

家單位票 (30)

統計部 華族調査小票 (大正四年十二月)

單名票

氏名順號	常用語
種族	常用以外ノ語
男ノ出生年月日	讀書ノ程度
女ノ出生年月日	不具
身の上ノ事	種類
分	原因
有業者無業ノ事	注 無業家族ナレハ所帯主ノ意 家事雇人
本業名	阿片煙
本地ノ地位	吸食者
副業名(内職)	纏足者
副業ノ地位	解纏足者
廳番號	出生地
監督區番號	原籍
調査區番號	國籍
堡里番號	渡臺ノ初
街庄社番號	年終
所帶票番號	常住地

單名票 (29)

小票式統計製表法

華族調査人別票  
(大正四年十二月三十一日現在)

家別票 順 號			
(一) 氏・名			
(III) 爵	(I) 血 統		
(II)			
(三) 男 女 ノ 別	(四) 當主又ハ當 主トノ續柄		
(五) 出 生 日 年 月 日	年 月 日		
(六) 婚 姻 係 關 係	(七) 緣 組 關 係		
(八) 教 育 ノ 程 度	(九) 軍 籍 關 係		
(一〇) 家 ノ 宗 教	(一) 自 己 ノ 宗 教		
職 業 名 及 其 ノ 地 位		職 番	業 號
(三三) 本 業			
(四、五) 副 業			
(六) 出 生 地	(七) 本 籍 地		
(八) 現 住 地	(八) 當 主 ノ 現 住 地		

第九章 小票樣式中手續上必要事項

前章に示した所に依りて、小票の様式は何んなものであるかといふことは略分ると思ふ。即各單位に就いて調査すべき事項が列記せられて、是が後に數へられて統計表となるのである。然し其の列記の事項中、後に數へないものがある。統計表に數へ上げないものがある。例へば所帶票番號とか、種類番號とか、或は順號杯といふ事項が、欄内の第一、又は前部、若くは欄頭、若くは一隅に在ることを、前章の様式に於いて見た。尙其の外に、材料提出の役所名、役場名であるとか、或は個人の氏名であるとかの如きものがある。是れは何れも數へて統計表に取り上げるものではない。即調査の目的には關係ないものである。何故に斯様な調査の目的に關係ないものが、小票に記載せらるゝかといふに、是れは材料の重複脱漏を防ぎ、誤謬を訂正する爲に必要缺くべからざる事項であるが故である。即調査の目的には關係ないが、調査の手續上極めて重要とするのである。

第九章 小票樣式中手續上必要事項

小票記載の  
事項中後  
に數へない  
ものがある

材料の重複  
脱漏及誤謬  
を訂正する  
に必要

小票中の不備の點を再調するに當り、出來る

今先、前章様式の一の例中にある、所帯番號なるものに就いて之を見るに、所帯といふものは、東京市市勢調査條例第二條第貳篇第三章にある通り、一軒の家を構わて居る、俗に一竈を爲して居るものゝことである。其の所帯の數が、一町とか一村とかいふ行政區劃、又は町なれば其の一丁目毎に、村なれば其の大字毎に、ごだけだけあるかといふことを知る爲に、一所帯毎に順に番號を打つて行く、而して其の終の番號が即其の町なり、村なり、又は一丁目なり、大字なりの所帯の數である。實際は左様參らぬこともあつて、一、二所帯の増減を生ずることがないとはいへぬが、先原則としては左様あるものとするのである。それ故定められたる區域内には、同一番號の所帯はあつてはならぬ。又必無い様にせなければならぬのである。此様にして置けば、獨、其の重複脱漏を防ぐのみならず、後に至り其の所帯中の或るものに、不備の點があることを發見しても、直に其の所帯番號に依り、實地其の所帯に就いて、再調することが出来る故、容易に其の不備の點を知り得らるゝといふ仕組である。又人口動態統計に於ける小票の番號は、統計局の分は出生、死亡、婚姻、離婚の四種に在りては、戶籍法施行細

調査を完結し製表の準備となる

則第八條に依れる届書に記載しある種類番號であつて、其の死産票の分は、言ふ迄もなく埋火葬認許證の番號である。而して臺灣の分に在りては、其の記入心得に規定してある通り、六種類共各届書受附の番號であつて、何れも毎年一號より起して、同一種類の事件には決して同一番號を附してはならぬことゝなつて居る。是等の番號は何れも所帯番號と同く、重複脱漏を防ぎ、兼て其の調査記入の事項中に、疑義ある場合は、直に再調し得る爲である。氏名や、材料提出役場名等も、其の用は相似たもので、其の主意は全く脱漏重複を防ぎ、誤謬を訂すにあるのであるが、今復之を絮説せぬ。却說、此の番號等に依りて、脱漏重複を發見する手續、又其の他の誤謬を發見して、之を訂正する手續は、小票式材料徴收法に於いては、一面調査を完結して、而して一面其れが直に製表の準備となるのである。又前章様式の二は、目錄式材料より謄寫した小票の様式であるが、是れにも同く住家番號とか、所帯票番號とか、或は應番號、街庄社番號、又家別票順號、氏名等の事項がある。是れは謄寫の際に起る、脱漏重複、誤謬を發見し、訂正する爲の

ものである。調査の際に起る重複・脱漏誤謬を發見訂正する方法は、目録式中に設けてあつて、固より此の小票にはあるべき筈はない。小票にある右等の事項は、全く謄寫に對する設備である。

要するに、様式の一なり、様式の二なりに、此等の事項が列記せらるゝのは、是れに依つて材料を完全に、且正確ならしむる仕掛であつて、調査の目的には關はなくも、手續上重要缺くべからざるものである。然らば是れ等の事項に依り、材料を完全且正確ならしむる手續は如何、此の問題は、之を第四篇製表の準備の各章に於いて、之に論及することゝし、本章に於いては、唯小票面上列記の事項中、調査本來の目的に關する事項と、手續に關する事項の二種あること、並に手續に關する事項は、調査本來の目的に相關せずと雖、材料の完全と正確を保するに極めて重要な故に、小票製作上、決して之を忽にすべからざることを示すに止めて置く。

材料を完全に正確ならしむる仕掛

第十章 小票様式に關する二三の注意

記入し易く見易く

統計小票の様式を定めるに當り、注意すべきことが二つある。第一は「記入し易く作ること」、第二は「見易く作ること」である。けれども等しく注意すべき二つの事項ではあるが、作製法の異なるに従つて餘程趣が違ふなせなれば第一作製法の場合では、其の小票は地方の機關なり、或は直に調査せらるゝ人の手許へ廻付せらるゝのであるから、一般の人が見てよく分るやうにせんければならぬ。之に反し、其の第二作製法の場合、地方機關なり、或は調査せらるゝ人の手許へは、別の用紙即目録式の用紙を回付し、其の用紙へ調査に對する答を記入せしめて之を蒐集し、而して其の記入せられたる材料に依りて、小票を作製するのであるから、其の小票は、之を取扱ふ人即製表する人にさへ分ればよいのである。依りて先原票たる小票即第一作製法に依り作らるゝ小票に就き述べることゝしよう。

第一作製法に依りて作らるゝ小票は、一般の人に向つて調査せんとする事項に就き尋問し、其の答を小票に記入せしむるか、又は或書類から調査せんとする事項を抄録せしむるのである故、其の尋問も簡單明瞭でなければならず、

發問に五方法あり

第一方法

其の記入方も成るべく容易に出来るやうにせんければならぬのであつて、或る書類から謄寫すべき場合の如きは、其の書類に記載しある順序と、小票發問の順序とを成るべく一致せしむる位に迄注意して制定せんければならぬのである。それで其の發問の方法には五種の區別がある故、以下順次之を説明しよう。

第一は甲乙丙等各種の事項を列舉し、其の列舉したる事項中の一を擇ばしむるもので、其の答は該當したる事項の右傍に圈點を付せしむるのである。圈點を付するとは、例へば男なりや女なりやを問はんご欲すれば、男女の二字を印刷し置き、其の答が男なれば、男の字の右傍に「男」の如く圈點を付するのである。之を第八章に掲げた様式中より其の例を求むれば、統計局の動態統計用小票中の出生票の(三)體性、(五)嫡庶私ノ別、死亡票の(三)體性、(六)配偶ノ關係、(七)六歳未満者ノ身分、婚姻票の(一)種別、(八)配偶ノ關係、離婚票の(一)種別、死産票の(三)體性、(六)嫡庶私ノ別の如きものである。

第二方法

第二は其の發問の事項を掲げ、其の下に既定の不動文字を印刷し置き、之が

答を記入せしむるのである。例へば出生の年月日を尋問する場合は、

出生の時

年 月 日

と印刷し置き、其の答を記入せしむることとして、それが大正五年十一月二十八日なれば、

出生の時 大正五年十一月二十八日

と「ゴシック」躰の活字で印刷してある様な工合に、記入せしむるのであつて、此の例は第八章様式の中、東京市の市勢調査人別票の(一)所帯番號、(四)月日、統計局の人口動態統計用小票中の出生票の(四)出生ノ時、(七)父母ノ出生ノ日、死亡票の(四)死亡ノ時、(五)出生ノ日、(九)發病ノ日、婚姻票の(二)婚姻届出ノ日、(六)出生ノ日、離婚票の(三)婚姻ノ日、(七)出生ノ日、死産票の(四)死胎分娩ノ時、(五)妊娠ノ月數、(八)父母ノ出生ノ日、臺灣の人口動態統計用小票中の出生票の(五)出生ノ時、死亡票の(五)出生ノ時、(六)死亡ノ時、結婚票の(六)結婚ノ時、(七)出生ノ時、離婚票の(五)離婚ノ時、(六)結婚ノ時、(七)出生ノ時、死産票の(二)死胎分娩ノ時、(三)妊娠月數、轉住票の(五)出生ノ時、(六)轉住ノ時及是等の各小票欄外にも其の

第三方法

例あり。其の他様式の二中に掲げてある臺灣の戸口調査及柳澤統計研究所の華族靜態調査の小票中にも其の例がある。  
第三は第一と第二とを兼ねたるものにして、其の例は第八章様式の一中の統計局の人口動態統計用小票に於ける離婚票の

(二)	
協議上ノ離婚	届出ノ日 大正 年 月 日
裁判上ノ離婚	確定ノ日 大正 年 月 日
訴ヲ提出シタル者 夫妻 離婚ノ原因 <small>民法第八百十三條</small> 第 號	

の如きものである。

第四方法

第四は單に其の發問事項を掲げ、其の下に之が答を記入せしむるのであつて、此の方法は餘程廣く用ひらるゝのである。それは第一乃至第三及次ぎに掲げたる第五の方法は、いはば記入者の手を省く爲の便法であつて、原則としては其の答を悉く記入せしむべきである。従つて此の方法は誤記や脱漏が比較的少い。それ故東京市の市勢調査に於ける人別票は(一)及(四)の外は、皆此の第四

第五方法

の方法を用ひて居るのである。  
第五は第一と第四とを併用したるものであつて、其の例は統計局の人口動態統計用小票に於ける死亡票の

(十) 死亡ノ原因	病	死—病名
	自	殺—手段
其他ノ變死—種類		

の如きものである。

以上は「記入し易く作る」といふことこの例であるが「見易く作る」といふことは、此の「記入し易く作る」といふことは相衝突して、何分充分なることは望まれぬが、或る範圍迄は其の希望を達することが出来る。例へば人口動態統計の婚姻票に於いて、婚姻當時の夫妻の年は婚姻したる年月日と、夫妻の出生年月日とに依り算出するのであるから、此の三つのものを記入すべき欄の間に、他の事項を記すべき欄が介在して居れば、其の欄を隔て、前掲の三者を對照し、而

して其の年齢を算出せんければならぬ。縦令其れは書類の抄録上所謂記入し  
悪い爲、左様のことがあつたにせよ、次ぎの如きことは必避けんばならぬ。

婚姻ノ時 大正五年七月十日

出生ノ時 夫 明治十九年十二月三十日

出生ノ時 妻 明治二十三年三月二十八日

此様に年月日の文字の在り處が區々になつて居ては、之を對照するに甚困難  
である。況其の間に他の事項が介在して居る杯は尙更困るのである。然るに

婚姻ノ時 大正五年七月十日

出生ノ時 夫 明治十九年十二月三十日

出生ノ時 妻 明治二十三年三月二十八日

年月日を併  
列せしむ

の如く、年月日の文字を兩々併列せしむる様にすれば、之を對照するに非常に  
便利である。此の點に就いては臺灣の人口動態統計の結婚票及離婚票は、餘程  
注意して制定したのである。即結婚票に在りては、

(六) 結婚ノ時 明治十年 月 日

(七) 出生ノ時 夫 年 月 日

出生ノ時 妻 年 月 日

としてあり、離婚票に在りては、

(五) 離婚ノ時 届出ノ日 明治十年 月 日

離婚ノ時 裁判ノ日 明治十年 月 日

(六) 結婚ノ時 年 月 日

(七) 出生ノ時 夫 年 月 日

出生ノ時 妻 年 月 日

としてある。故に結婚票にては結婚時に於ける夫妻の年齢離婚票にては離婚  
時に於ける夫妻の年齢は勿論、夫妻として經過せし年數をも容易に算出し得

るのである。其の他是等六種の小票の皆横書の型を用ひたのも見易い爲であるが、此の型は如何なる調査の場合でも採用し得るといふ譯には參らぬが、場合に依りては亦捨て難い點もある。殊に第二作製法に依る小票杯に之を應用したならば、利益なしとせず、現に臺灣の第一回戸口調査に之を採用した先例もある故之に就き其の利益の點を少しく述べて見よう。

元來小票に横に記入する型と縦に記入する型とかいふような區別は、歐米杯には無いことで、支那の未來はいざ知らず、今日の處では先我が國より外あるまいと思ふのである。而して我が國と雖後來は自然横に記入する様になるであらうと考へらるるのである。なせなれば物を見るには上より下へ見下したり、下より上へ見上げたりするよりは、横に見る方が都合がよい。而して横に見るにも、右より左へ見て行くよりは、左より右へ見て行く方が餘程勝手がよい。字を書くには殊に左から右へ書いて行く方がよいのである。然るに我が國の文字は、一字毎には左より右へ書くが、文章杯を書くには豎に書き、而して右より左へ行を送つて行く様になつて居る。これは古來より充分慣されて居る筈

であるが、如何にも工合が悪い。特に細字を書く時には、書く手が邪魔になつて甚困るのである。統計小票の如き多くのものを取り扱ふ場合には、成るべく書き易いやう、見易いやうにして置かねばならぬ。例へば一枚に就き一秒時間多くの手數がかゝるとすれば、十萬枚で十萬秒、百萬枚で百萬秒の損をする。之を日時に直せば、百萬秒は二百七十七時間餘、約十一晝夜半となるのである。一秒時間でさへ此様であるが、實際は中々そんなものではあるまいから、無益の時間を空費する事は蓋少ならずることである。それ故出來得べくんば、左より右へ横に書く様にしたのであるが、何分長き間の習慣故、直に之を實行し難い事情がある。依りて止むを得ず第一作製法の場合の如く、多くの人の手を要する時に限り、豎書の型を用ひ、第二作製法の場合の如く、其の書寫する者を充分訓練し得る場合に在りては、之を横書の型にするのがよいと思ふのである。けれども臺灣の人口動態統計に用ひて居る小票の如きは、既に明治三十八年より横書の型を採用し、東京市の人口動態統計用小票も、矢張横書の型を採用して試したが、左して不都合も認めないのであつた。尤臺灣で、其の記入心得に「文字



ハ横書スベシ」として置いた處が、右から横書するか、左から横書するかといふ照會が来たことがあつたが、それは唯一箇所のみで、他の數十箇所の小票記入者からは、何ともいふて來なかつたのである。況て此の頃になつては、商家の看板杯にも、横にも、縦にも、右からも、左からも、書いてあるのが随分あるが、それで立派に看板たるの實を擧げて居る處を以て見ると、今日では最早左から右へ横書することも、又之を讀むことも、左して不思議にも思はず、可笑とも感じなくなつたものご考へられる。それ故統計小票の如きも、左より右へ横書せしむる杯は何でもないかも知れぬ。けれども餘程熟考した上で採用せんければならぬことは勿論である。

さて、冒頭に於いて述べたるが如く、原票たる小票即第一作製法に依りて作らるゝ小票と、原票より謄寫する小票即第二作製法に依りて作らるゝ小票とは、等しく記入し易く作ることを「見易く作る」といふ二つの注意事項ではあるが、其の趣が餘程違つて來る。なせなれば第一作製法に在りては、記入し易く作ることを、見易く作ることを、の二つは、互に相衝突して居る。それは前者は

臺灣戶口調査  
單名票の  
特色第一  
色の横書  
用の型を採  
用する  
第二氏名  
其他を  
番号とす

外に向つて都合のよい様に、後者は内に向つて都合のよい様に作らねばならぬ。それ故互に其の利害の相犯さざる範圍内で、比較的好都合に作らねばならぬからであるが、第二の場合には左様を斟酌はいらぬ。何れも充分に記入し易くも、見易くも作る事が出来るのである。其の例は臺灣の戶口調査に於ける單名票第八章様式の二を見れば能く分る。即第一に横書の型を採用して居る。これは前項にもいへるが如く、物を見るに、豎に見るよりは横に見て行く方が、樂な爲である。左より右へ横書するのは、手の都合上書きよゐ爲である。従つて時間の經濟上餘程利益である。第二は氏名や廳名、堡里街庄社（これは内地の府縣郡市町村と同じ様な行政區劃である。杯の名稱を記入せずして、悉番號で記入することにした。此の行政區劃へは何れも豫番號を附したる臺帳を、別に作つて置かなければならぬ。その事は第四篇第十三章に委しく説いてある。）それ故字劃の多い人名や地名を記入する手数を省き、そして根本材料に就き取調べる場合には、毫も支障がないのである。但し氏名の番號といふことは、後に至りても説明の機會がよい故、一應此處に説明して置かう。

第貳篇第四章に掲げて置いた國勢調査申告書でも、臺灣戸口調査の所帶票でも、氏名の上に「一」「二」「三」乃至「十五」又は「二十」としてあり、特に所帶票の方には順番號と書いてあるのが即氏名の番號である。それで其の番號の「二」の下には所帶主(所帶主不在の場合には現在者中の第一位の人)の名前及調査事項、「三」には其の妻、「三」には長子、「四」には二子といふ様に順位に従つて、所帶主同様記入することになつて居る。これが所謂氏名の番號である。

氏名の番號は右の如き次第である。却説、氏名や廳名等を番號にするといふことが第二の點であつたが、第三は記入すべき文字は何れも點線上に書くことにしてある。加之其の點線は何れも少しづつヅラしてあつて、成るべく重なることを避けてある。何故此様にしたかといへば、記入するにも目當があつて記入し能く見るにも亦見よい爲である。第四は或關係事項は何れも太線を以て區劃してある。これも製表上頗便利の點がある爲である。第五は唯一見したのみでは分らぬが、何れの事項の點線も甚短い、殊に職業杯は比較的長い名稱のものゝ多いにも拘はらず餘程短い。これはなせかといへば、或は略符を用ひ、或

第三文字  
に點線上  
を書く

第四關係  
事項の區  
劃事項は  
記し略入  
第五は記  
入する番  
號は略入  
符を以て  
記入する

第六比較  
事項の記  
入事項は  
個個を撰  
ぶ

は番號を用ひて、記入することになつて居る爲である。(第4篇第十三章参照) それから應番號以下街庄社番號迄に點線のないのは、何れも器械を用ひて印刷した爲に不用であるからである。第六は此の應以下所帶迄の番號を、小票中成るべく製表上不要の場所へ記入してある點である。元來是等の番號は其の小票に不備の點が無い以上は、之を用ひる必要はない。それで製表の時小票は如何に取扱はれるかといへば、之を檢查するにも、之を數へるにも、紙幣杯の様に小票の下部を左の手で持ち、右の手の指で一枚づつメクツテゆくのが一番よいのである。然る時は小票の下部、特に其の右の方は、左の手にて持たれて居る所である故、此處は成るべく何も記入して置かぬ方がよく、若し記入するとすれば、成るべく不用の事項を記入して置く方がよい。それには應以下所帶の番號杯が適當である。それから下部の左の方も矢張左の手の爲に隠れる故、何か餘り用ひない事項を記入しようとした處が、丁度内地人の渡臺の年と、一時不在者の常住地とがあつたから、之を此處に記入することゝした。といふのは内地人の數は臺灣全人口の五十分の一にも足りないし、一時不在者の如きは實

に寥寥たるものであるからである。此様に注意を拂つて制定せられたのが臺灣に於ける第一回の戸口調査の單名票即小票であつて、第二作製法に依りて小票の様式を定めるに當り、宜く参考とすべきものであらうと思ふのである。

### 第十一章 小票の形状

#### 一、大小

小票即「カード」と稱するものは、普通大抵小さな、豎長の厚紙で作らるゝのであるが、統計に用ひる小票も亦小形の豎長の紙で作らるゝことは同じである。けれども厚紙ではない。成るべく丈夫な所謂ヒキのある、あまり厚くない紙を以て作るのである。さうでない之を數へるのに甚工合が悪い。トランプ杯の如く僅に五六十枚位のものなれば、厚い方がよいかも知れぬが、數萬枚、數十萬枚若くは數百萬、數千萬枚の多數である故、さう厚くては取扱に不便な爲である。大きさは唯小形とのみでは分るまいが、數へるに便利な點から、先づ手掌の大きさより少し大い位の所が適當である。即第八章に掲げてある通り、幅は三寸

小票は丈夫な薄紙を要す

小票の適當の大きさ

小票の大きさの實例

内外長さは六寸以内位のものが、丁度手頃であると思ふのである。けれども如何に記入事項の多いものでも、此の大きさ以上に大きくしてはならぬのではない。場合に依りては随分大きくなくてはならぬこともある故、強ち小くとのみはいへぬが、どちらかといへば、小さい方が使ひやすいやうである。それ故臺灣の人口動態統計材料の小票にも、東京市の市勢調査の小票にも、同市の人口動態統計材料の小票にも、何れも小形即幅は約三寸五分、豎は約五寸五分又は六寸五分のものを用ひたのであつた。熊本市の職業調査、札幌區、京都市、佐渡郡の人口調査には、如何様いかに大きな小票を用ひたか知らんが、神戸市の市勢調査では、幅は約三寸二分、豎は約六寸の小票を用ひて居つた。又内閣統計局で去る大正三年十一月に改正した小票第八章に掲げたるものを見ると、矢張幅は約三寸七分、豎は約六寸三分位になつて居る。

#### 二、紙質

紙はあまり厚くおこい、そしてヒキのあるのがよいといふことは、前段に述べた置いたが、尙其の外に、一、墨汁(又は、インキ)の浸まぬこと、二、乾きの早いこと、三、

小票用紙は墨の浸まぬ、早く乾く、破れ易くないものである

むやみに破れぬことの三點を具備してほしい。其の他色の白いか、光澤があるとかいふ點は、左して望まぬけれども、筆の先が早く損するとか「ペン」先がいたむとかいふ點には、多少留意せんければならぬ。統計局で人口動態統計に用ひて居る小票は、特に印刷局に注文して、前に掲げた諸點を具備して居る用紙を抄かして用ひて居るのであるが、外國の統計材料に用ひる小票用紙に至りては、餘程贅澤なものがある。就中其の小票の種類に依り、用紙を色別にしたものの杯があるが、我が國では左様なことは未だ出来ぬ。それは技術がそれ迄進まぬのではなく、經濟事情が許さぬ爲、左様な紙を抄出することが出来ぬのである。否、獨色別用紙の抄出が出来ぬのみならず、色別インキの印刷さへ充分出来ぬのである。

### 三、印刷用インキの色

統計小票用紙の印刷に用ひる「インキ」を色別にすることは、我が國の印刷技術が進まぬ爲、どうも充分に參らぬ。左様申したならば、否決して出来ぬことは、かゝのみならず、用紙の色別の如きも必出来ると、抄紙業者や印刷業者はいふ

小票用紙の印刷は代赭色かよい

かも知れぬが、前にもいふが如く、少くも數萬枚、多ければ數千萬枚の用紙が、皆一樣の色に出来るかどうか、縦令出来たにせよ、能く數年間、少くも製表の終る迄、其の色が褪めぬかといへば、出来るか、斷言し得るものがあるであらうか、假りに出来るとした處で、高價なものであつては出来ぬも同様である。  
 けれども、黒インキで印刷した所へ、墨又は黒色インキで文字を書くこと、分り悪く、されど朱又は赤インキで書けば、一は甚煩はしく、一は「インキ」が容易に散る憂がある。それ故、用紙を色別に出来ぬのは、様式で見分ける様にして之を補ふとしても、何か、墨又は黒インキで書いても、明瞭に讀み得る様な（即ち是も所謂「見易い」の一つである）而して、黒刷と同じ様に多く、廉く、一樣に印刷し得る様を、色刷にする必用がある。そこで、段々研究の結果、代赭色が一番鮮明で、且墨又は黒色インキで書いても、明かに讀むことが出来、その上他の條件にも、適合して居ることが分り、今日の處では、統計局を始め、大抵の統計小票用紙は、何れも代赭色の「インキ」で印刷して居るが、今後も暫は之を改めることが不可能であらうと考へらるゝのである。

四、記入用墨色及其の書體

統計局の小票記入心得(第貳篇第三章参照)の第八條及第九條に左の如きことが規定してある。

第八條 統計小票ノ記入ハ墨又ハ黒色「インキ」ヲ以テシ澁潤シ易キ「インキ」等ヲ用フ

ヘカラス

第九條 統計小票ニ記入スル文字ハ其ノ字劃明瞭ナルコトヲ要ス

これも「見易く」の一つであるが、統計表調製上重大なる關係がある故、特に掲げてあるので、鳥渡考へると小票に記入するに、墨を用ひようが朱を用ひようが、關ひさうもなからう、又其の文字もつまり分りさへすればよさうなものであると、思ふ人があるかも知れぬが、決してさうは參らぬのである。此の事に就いて、嘗或町村から統計局へ、小票の記入に「ペン」を以て「インキ」で書いても、差支ないかと伺ひ出た事があつた。其の時に統計局では充分調査の結果、遂に黒色「インキ」なれば用ひてもよいが、赤色「インキ」は水氣に觸るれば浸みる虞がある故、用ひてはならぬといふことになつたのであつた。要するに此の第八條は、

赤色「インキ」は用ひてはならぬ

墨で記入する

書體の爲に一個條設けたる所以

製表上見よいように、誤りを少くするようにといふ主旨から出たのであつて、元は小票の印刷を黒くして、記入を朱でしたこともあつたが、朱を以て記入するのは、記入者も煩はしく、製表者にしても、左して見よくもないといふ所から、外國の例に倣つて、用紙の色で區別しようとした處が、各種の色を用ひれば、よいことはよいが、用紙の供給が思はじくない。依りて止むを得ず、白紙へ各種の色を用ひて印刷することにした。即「インキ」の色で分けたのであつた。所がこれも不幸にして、どうも鮮明のものが出來ぬ。依つて今度は各種の小票を、悉く代赭色に印刷して、墨で以て記入することにして、現に實行しつゝあることは、前段にも略いふてある通りである。それから統計小票に記入する文字であるが、字劃が明瞭でなければならぬといふ點のみで、特に一箇條の規定を設けたのは、何故なりやといへば、今假りに見悪い小票を判讀するに、之を見よい小票と比較して、其の差を一秒時としても、四百萬枚統計局の年々取扱うて居る人口動態統計の小票の概數の小票では、四百萬秒即一千百一十時間となる。一日八時間執務するとすれば、百三十九日程となる。唯の一秒でも此くの如くである、

況てや實際は中々一秒や二秒ではなく、又其の小票を別々の人の手に依りて、何回も用ひらるゝのである故其の不利益なることは、決して容易のことではない。それ故特に此様な簡條を掲げたのである。

第十二章 小票の調製及配布

前章に於いて小票の大きさや紙質や、其れに印刷すべき「インキ」の色に就き、委しく説いて置いたが、如何に詳密に規定して置いても、之を一箇所で調製しないで、小票の記入者杯に各自所要丈作らしたならば、それこそ區々のものが出て、製表上非常な困難に陥ることがある。等しく區々になる處があるにしても、「インキ」の色位の相違は我慢が出来ぬ。なせなれば代赭色の「インキ」で印刷する規定になつて居る處を、まさか青や黒の「インキ」は用ひまい。失張赤色に黒を帯びた位のもので印刷するであらう。それ故比較して見て、少し位相違があつても、左したる害はない。然るに紙質の粗悪のものを用ひたり、大きさの不揃いのものであつては、到底用ひにあらぬ。おせおれば紙質の粗悪のものは、破れたり、揉

紙質の粗悪  
のものや大  
さの不揃い  
のものは用  
ひてはならぬ

めたりするのみならず、往々記入したる文字の浸みることがあつて、其の時は氣が付かなかつたが、後に至つて讀むことが出来ぬことがある。加之之を數へるには、水又は「リスリン」の薄めたものを、指につけることがあるから、之が爲直ぐ破るゝ虞がある。又大きに相違があれば、之を數へる時に小票の縁が捲れて、其の捲れた處へ別の小票が重ると、其の捲れた處へ狭まつたり杯して、數へ誤まるることが往々ある。元來小票の大きさは、餘程精巧なる機械か、又は熟練したる職工が截斷したのでない。中々揃はぬものである。けれども截斷した儘の小票を其の儘、千枚なり二千枚なり束ねてあると、其の大小のあることは鳥渡分らぬ。然しながら其の束ねてある一番上の紙と、一番下の紙とを、一枚づゝ抜き取つて重ねて見るか、又は甲の束の一枚と、乙の束の一枚とを重ねて見ると、直ぐ大小のあるかないか、分るのである。これは之を截つ及物が少しでも斜になつて居るか、又は機械ならば截ち始める時の標準に依り、此様なるのである。思はるゝ。兎に角一厘や二厘の差の出来るのは、如何に精巧の機械でも、如何に熟練した職工でも、止むを得ぬのであるが、最早五厘の差があつては、用ひに

小票用紙は中央の一作製所に配布する

小票を配布する手続の一定

材料提出個所の臺帳

ならぬといふてよいのである。此様な次第で、縦令一箇所で作製せしめたものでも右の通りである。況や各所に於いて別々に作製しては、到底役に立たぬことは明である。それ故内閣統計局、臺灣及東京市の人口動態統計材料の統計小票用紙は勿論、臨時に施行した各所の統計調査は、皆何れも中央で其の用紙を作製して、配布することにしてあるのである。

さて統計の材料が一箇所に在りて、其れに依りて小票を作製するのであれば、何も問題はないが、さうでなく、其の材料は各所に散在して居つて、前段に陳べた如く、各所から記入済小票を提出せしむるのであれば、其の用紙を配布し、記入済小票を蒐集する手續を一定して置かねば、重複、脱漏等種々の面倒が起り、混乱錯綜して遂に拾收することが出来なくなる虞がある。獨手續を一定して置かねばならぬのみならず、數十萬、數百萬といふ、多くの小票を配布、蒐集すること故、是非共之を處理して行く設備を爲さねばならぬ。それは如何にせばよいかといへば、材料提出個所の臺帳を作ることである。是れは材料を提出して來た時、一々之を臺帳に照して、未提出の個所へは催促を發して、提出漏の

個所なき様に監督する爲、必要の仕組である。尙此の臺帳は、内部機關に於ける小票の授受にも必要なものであるが、そのことの説明は次篇に譲り、用紙の配布方に就き、尙少しく述ぶることゝしよう。

統計局の人口統計材料統計小票取扱手續第貳篇第三章の第三條に左の通り規定してある、

第三條 統計小票ノ用紙ハ内閣統計局ニ於テ之ヲ印刷セシメ其ノ道廳府縣廳ニ於テ翌年中ニ需用スヘキ枚數ヲ見積リ郡送致目錄用紙市町村送致目錄用紙ト共ニ遅クモ毎年十月中ニ道廳府縣廳ヘ宛テ發送スルモノトス

統計小票用紙及郡市町村送致目錄用紙を、皆統計局で印刷せしめて、之を記入すべき市町村へ配布するのは、所謂材料の一致を期する爲なることは、前段に説いた通りである。而して其の用紙は幾何位配布するかといへば、其の翌年中に需用すべき枚數を見積り、之を配布することにしてあるのである。所で、此の翌年中に需用すべき枚數を見積るといふことは、餘程大切なることで、統計局では既に十數年施行して居る故なんでもないが、それでも其の最初の一年は、

矢張之を見積るに困難であつたと思はれるのである。況て臨時に調査する場合なれば、其の時に當りて需用高を見積らねばならぬ。其の見積には何を標準とするか。人口杯であれば、大抵其の概数が分つて居るが、未だ調査したことのないものであれば中々六かしい。到底正確の数の分り様がないのは勿論である。けれども如何なる物でも大體の見當は付くものである。其の見當が即見積であるから、多少の相違は免れないが、之を少きに失するよりは、多きに失する様にする方がよい。されど多くの不用用紙を作るのもよくない。此處が所謂六かしいので、最注意せんければならぬ所である。尙此の見積枚數に就いては、次條に關係して居る故、そこで委しく説くこととする。

さて其の遅クモ毎年十月中ニ道廳府縣廳へ宛テ發送スルモノトス」とあるのは、縦令遠隔の地に配布する場合と雖優に其の翌年一月より使用するこゝの出來るやうに、此く規定したるものであることは、想像に難からぬのである。

次ぎは第四條であるが、其の中に「其ノ一部ヲ豫備ノ爲道廳府縣廳ニ保存シ

小票用紙は  
所見積枚  
數の五割  
増乃至十  
割増

云々」とある。此の豫備の用紙といふのは、無論第三條中の見積枚數中に含まれて居らねばならぬのである。それ故第三條の見積枚數といふのは、實際の所要見積枚數の、五割乃至十割を増して置かなければならぬ。なせなれば、其の記入提出せしむべき個所が多く、記入すべき小票枚數が少くあつた場合は、どうしても多く豫備がいたのである。それを極端にいへば、一箇所で小票一枚の外、記入しないとするれば、其の書損をした時の爲に、豫備として其の五割即半枚を送る譯には參らぬ。必其の十割即一枚の豫備を送ることゝある。統計局の離婚票や死産票の如き、各町村に就いて見れば、甚だ少ない出來事に對する小票の、配布枚數の比較的多いのも是が爲である。又水火災の爲に消失したとか、悪疫流行の爲死亡票が不足したとか、其の他種々の原因の爲必要を生じた時、之を一一請求して居つては、期限の一定して居るものである。故間に合はんといふやうなことがある。用紙に不足を生じたといふことは、大抵の記入者は、其の間際にならんければ、氣が付くものではない。それ故不足であるといふ時は、直に之を補給しなければ、事務を中止することになるものである。されど其の用紙の



印刷は中々咄嗟の間に合はぬ故に此様なことがあつては一大事であるといへ、餘り剩餘が出来ても困る故、吳々も餘程注意せんければならぬのである。右は主として繼續調査の場合に於ける話であるが、臨時調査の場合に於いては、大抵準備調査といふことをする。故に東京市の明治四十一年に實施したる市勢調査に於いては、其の執行規程第七條に依り、各調査區に於ける人口概數を報告せしむることゝなせり（第貳篇第三章參照）、其の準備調査に依り得たる調査すべき目的物、即人口ならば人口の概數杯を報告し來りたる時は、之を彼の臺帳に記入し置き、之に依りて其の配布すべき、所要用紙及豫備として幾何かの餘裕を存し、不足なき様に計算し、全調査區の報告に従ひ順次配布するのである。

## 第四篇 製表の準備

### 第十三章 小表式徴收法に於ける準備

製表の準備と稱するは、小票式又は目錄式に依りて、徴收したる統計材料を、製表に先きだちて、小票式の場合なれば、其の小票を精密に検査して完全なるものとなし、目錄式の場合なれば、それに依りて更に小票を作製し、是亦完全なるものとなし、直に製表に着手し得る様にする手續をいふのである。

統計材料の徴收方法に就いては、既に第貳篇に於いて之を詳説した通りである故之に關しては最早絮説するの要はない。故に本篇に於いては、專ら統計材料徴收後に於ける手續を述べることゝなし、先づ小票式に依り徴收したる場合より始めよう。

小票式徴收に於ける製表の準備としては、如何なることを爲すべきかといへば、第一が記入済小票の授受、第二が記入済小票の検査、第三が符號の記入、第四が小票の組換等である。

## 一、小票の授受

前段に於いては、第一記入済小票の授受、第二記入済小票の検査云々として授受と検査とを別に分けたが、然しながら授受といふ仕事の中にも、一種の検査の仕事が含まれて居るのである。即ち小票に脱漏重複なきや否やを検査する仕事は、此所に授受といふ仕事の主眼となるのである。而して第二記入済小票の検査と稱する検査は、小票に記入してある事項の脱漏誤謬を検査するのである。故に、一は小票の量の検査、一は小票の質の検査と申して宜い。今此所には質の検査の方のみを検査と稱して、量の検査は之を授受といふ言葉の中に含ませて仕舞つたのである。是れは小票の授受に於いては、脱漏重複を検査して、受取るべき筈の小票を一枚も餘分なく、又一枚も不足なく、受取つたことを確かめて、其の受取つた枚数を確定して、一面製表上以後の仕事の基礎標準とすると同時に、一面地方機關(外部機關)に對して、授受の責任を明かにするにあるからである。

此の小票の脱漏重複を防ぐといふことが、小票式徴收法に在つては、一面調

小票の量の  
検査と質の  
検査

統計局の人口動態統計  
検査手續

査を完結し、一面製表の準備をなすのであることは、既に前第九章に述べたが、授受の責任を明にするは、即ち調査の完結である。此の調査の完結に至る迄、即ち中央に於いて授受の枚数を確定する迄には、尙其の以前に數段の手續がある。随つて是れも間接には製表の準備とはなるが、主として調査上の手續であるから、此所には細説せぬ。若試みに第貳篇第三章に掲げた「人口統計材料取扱手續」の第六條乃至第十六條杯を見れば、思ひ半に過ぐるであらう。又、其の第六條杯に、却説、小票式徴收法に依れる小票に對して、其の脱漏重複を検査する手續は、繼續的調査の小票と、臨時的調査の小票とに依りて、多少の異同は免かれぬ。然し其の大體の骨子となる所は一であるから、今は繼續的調査たる、内閣の人口動態調査に就いて、少しく其の手續を述べて見よう。

第貳篇第三章に掲げた「人口動態統計取扱手續」の第六條乃至第十六條に在る如く、人口動態の材料は、一町村に於いて其の一期の記入を終れば、之を取纏めて、町村送致目録を添へて郡に送る。市は市送致目録を添へて、直に府縣廳に送る。郡は郡内各町村の材料を取纏め、郡送致目録を添へて、之を府縣廳に送る。

る。府縣廳は其の府縣内各市郡の材料を取纏め、府縣送致目録を添へて、内閣統計局へ送ることになつて居る。却説統計局で一府縣の材料を受取つたならば、府縣送致目録に依つて、其の府縣各市郡の材料が出揃ひたるや否やを見、更に材料の實物と對照して同く之を検査する。即市郡の材料に脱漏なきや否やを検査するのである。此の場合には固より郡の中の町村の材料に、脱漏重複ありや否やといふことまでは検査せぬ。但郡として、又は市として、材料を出さぬものがありはせぬか、即脱漏はないかと検査するのである。重複の有無も検査する譯ではあるが、此の場合重複といふことは、殆事實にあり得ないことである。一府縣の各都市、一も材料を提出せざるものなしと確定したる時、又は提出せざるものあるも、其の理由明瞭なるときは、進んで各郡内材料を提出せざる町村なきや否やを検査する。市の事は姑く説明を省く。それは次の様な仕掛けになつて居る。

市町村臺帳

統計局には、市町村臺帳といふものが、平生備へてある。其れは各府縣別に郡市名を掲げ、郡の中に町村名を掲げ、市にして區あるものは、其の中に區名を掲

げてある。而して常に官報を見て、境域の變更、市町村の廢置分合等があることに、嚴重に訂正することゝなつて居る。又府縣郡市町村には皆番號が付けてある。即府縣の番號は一より四十七に至つて居る。而して郡の番號は各府縣一より起つて、其の郡數だけの番號を附ける。例へば第一縣の郡數八ありとすると、其の八郡に一號より順次八號迄の番號を附ける。町村の番號は又各郡一號より起つて、其の郡内の町村數だけの番號が、順次其の町村に附けてある。先斯様な臺帳がある(第參篇第十二章參照)。

郡の提出材料の検査

町村の提出材料の検査

そこで、一縣の材料が統計局に到達して、其の縣の各郡中一も材料を提出せざる郡がないといふことが、検査の結果確定したときは、之から進んで各郡に就いて、材料を提出せざる町村なきや否やを検査するのであるが、其の手續は先前述の臺帳に就いて、其の縣、其の郡の所を出し、さて、一面其の郡に屬する各町村の町村送致目録を残らず出して、臺帳の町村の順序に従つて揃へる。更に臺帳に在る町村の番號を、一々町村送致目録に記入する。滞りなく記入が出来れば、則其の郡の町村送致目録には、脱漏重複がないといふ検査が完結したの

臺帳の實際  
の効用

である。然し是は送致目録に脱漏重複がないといふ迄である。依つて次には小票の検査に着手する。元來町村からは五種の小票を提出するのであるが、此の五種の小票は、一町村ごとに一括になつて居る（取扱手續参照）。そこで、又臺帳を以て此の町村の小票括と對照して、小票括数が臺帳の町村数だけ存在し、各括の町村名が臺帳と符合すれば、其の郡の各町村は漏れなく材料を提出したといふことが證明せられたのである。前に第參篇第九章に於いて、小票の検査に臺帳が必要なることを述べて置いたが、其の實際の効用は只今述べたるが如き次第である。

さて、前述の検査に依つて、其の郡に材料を提出せざる町村は、一町村もないといふことは確定したけれども、各町村の提出した材料が、果して完備して居るや否やは未分明でない。それで、これから其の検査である。先其の郡の町村括を臺帳の順序に揃へて、順次に第一號町村より其の町村括を解いて見る。前に述べた通り、町村から五種の小票を提出する筈である。即出生票、死亡票、婚姻票、離婚票、死産票、此の五種である。而して此の五種の小票は、取扱手續の規定に依

つて、一町村括中で各種各別の括になつて居る。即一町村括は五小括より成り立つて居る。依つて先町村括を解きて、此の五小括があるかないか、其れが五種に相當するや否を見る。而して五種の小括が揃つて居れば、町村より提出すべき小票の種類に、脱漏がないのである。然しながら、小町村より提出する小票には、往々離婚票や、死産票が缺けて居ることがある。是は人口動態統計の小票は、三箇月ごとに提出するのであるが、離婚とか死産とかいふが如き稀に起ることは、此の三箇月間にないことがある。此の場合には其の小票が提出せられぬのは當然のことである。而し此の場合には送致目録の相當欄に斜線を引き、且備考の記載に依つて、脱漏ではない、事實がないのであるといふことが、表明せらるゝことになつて居る。依て検査の際五種の括の中に缺けた括があれば、送致目録に對照して、其の缺けた種類に斜線があるか、及其の備考を見て脱漏でないことが確認せらるれば、其れで宜いとし、若斜線もなく備考もあければ、脱漏にあらざるや否やを、確むべき手續を取るのである。

右の如くにして種類の脱漏重複を検査して、之が終れば、最後に各種の小票

小票枚数脱漏重複の有無の検査

の枚数と番號を検査して、小票に一枚も脱漏重複なきや否やを確定する。其の手續は次の如くである。

例へば出生票なれば、一町村の出生票の括を解いて、先枚数を數へる。是れが九十四枚あつたとする。さうすると、之を一定の用紙に書き取つて置く。次に其の番號を揃へる。例へば第二期に屬する小票であるとする。出生の如き多數の事實に對する小票の番號は、必途中から始まる。さて、其の始番號が百十二號で、順次に揃へた終の番號が二百五號であれば、此の終始の番號を同一用紙に書き取る。而して此の場合には番號を揃へた結果と、枚数を數へた結果が符合するから無事であるが、例へば番號は百十二號乃至二百五號でも、枚数が九十三枚であれば、小票が一枚不足して缺號がある筈である。又枚数は九十四枚でも、番號が百十二號乃至二百四號であれば、同番號の小票が二枚ある筈である。前の場合は缺號を調べ、後の場合は重複を調べて、之を別の用紙に書き取つて置く。斯くの如くにして、一郡に屬する各町村の出生票を検査し終れば、次に死亡票、婚姻票、離婚票、死産票等、順次同一の方法に依つて、番號枚数を調べ、最後に其の

小票臺帳に記入したる枚数を監督する

枚数番號及缺號重複を書き取つた用紙と、町村送致目録とを對照して、相違なきや否や、缺號重複は相當の理由ありや否やを取調べ、若相違の廉又は不審の點があれば、直に府縣廳を経て提出個所に照會し、其の事の判明する迄は、其の町村の材料(小票)だけを残して、無事の町村の材料は之を次の事務受持者へ引渡してもよいものとするのである。是れで所謂小票授受の仕事、即地方機關より受取るべき材料は脱漏重複なく、確に受取つたといふ仕事が完結するのである。それと同時に無事の材料の枚数は、之を小票臺帳に記入する。而して此の記入の數が、將來の事務の監督數となるのである。但し統計局の人口動態調査は、繼續調査であつて、一年の材料を四期に分けて受付けるから、第二期以後の材料に就いては、尙今一段の手續を経て、始めて授受の仕事が完結する。其れは外ではない。第二期以後は、番號が何時も中途から始まる。此の始の番號は、前期の終番號に續かねばならぬと言ふ迄もないことである。前の第二期出生票の例に依つていへば、其の始番號が百十二號であれば、第一期の終番號が百十一號でなくてはならぬ。そこで第二期以後の材料に就いては、前段に述べた手續

を終つた後、前期の送致目録の終番號と突き合せて見るといふ仕事をする。突き合せて番號が繼續すればそれでよし。繼續せねば照會を發する。是れで始めて完結といふことになるのである。

授受の手續が完結すれば、之を次の事務受持者に引繼いでよいことになるのであるが、其の引繼の場合には、提出個所より添付し來りし送致目録は、此の授受部に保管すべきことゝなつて居る。

却説、統計局の人口動態の小票の如く、一枚毎に提出個所の明記してある場合は、それ迄で済むけれども、他の種類の調査には、往々送致目録と小票とを分離する以前に於いて、其の小票に之を提出した個所の名稱を記入して置かねば、後に至りて其の小票に不明の事項を發見したる場合に、何れに照會すべきかゞ分らなくなる。けれども道府縣や郡は申す迄もなく、市町村の名稱には仲々面倒な文字が多い。其の面倒なる文字を、小票の一枚毎に記入するといふことは、到底爲し得べきことではない。此の場合には、小票授受部に於いて、小票と其の送致目録とを分離する時に當り、小票の一枚毎に、其餘白若くは其の他

小票一枚毎に提出個所名を記入する方法

の一定の場所に、前に述べた臺帳に照して、第一例又は第二例の如く、府縣郡市町村の番號を記入し置けば、次ぎの事務擔任者に引繼ぎたる後に至り、其の小票に不明の事項を發見したる場合と雖、直に何れより提出せられたるかを知らることが出来るのである。且此くの如く數字を以て記入することゝすれば、若し其の小票が非常に多い時は、容易に之を印刷することも出来るのである。臨時調査の場合別に調査區とか監督區とかを設けたときも、之を番號にして同様に記入すれば便宜である。

第一例 (33)

集票	道府縣	第二五號
順	郡市區	第八號
號	區町村	第一七號

二例共「ゴシック」文字以外は、何れも不動文字となす。

第二例 (34)



第二例は東京市市勢調査に於いて用ひしものに係り、直徑外法八分郵便用「スタンプ」の如く「ゴシック」文字の部分を取外し、變換し得る様に作りあるのである。

以上は繼續調査に就いての手續であるが、臨時調査も大同小異である。臨時調査に於ける記入済小票の授受は、用紙配布の際備へ置きたる臺帳を用ひ、各調査區に於いて調査記入の上、監督區其の他の機關を経て提出し來りたる小票を、準備調査の報告に依り、豫記入し置きたる數に比較し、非常なる相違なきや否やを検し、然る後送致目録に照し、其の正確あることを認めたる時は、其の數を始めて臺帳に記入し、又之に依りて其の未提出の個所を検し、夫々督促の手續等を爲すのである。かくて記入済小票の提出せらるゝに従ひ、夫々其の數を送致目録と對照し、充分完全ありと認めたる上、其の調査の性質に依り、或は一部分宛、或は全部纏りたるものを、次ぎの事務受持者へ交付し、而して後此の授受部の仕事は終るのである。

### 二、小票の検査

小票授受部より第一に記入済小票の引継ぎを受けるのが小票検査部である(小票検査部を設けざる場合は別として)。それで小票の枚數や番號の誤脱等は、小票授受部で充分に正確にしてある故、此の點は最早検査するの必要が

ないけれども其の内容即記入の正否に就いては、未少しも眼を透してない。此の内容の正否を検査するのが、小票検査部の仕事である。即小票検査部の仕事は質の検査である。然れども統計局に於ける人口動態統計の調査の如く、十數年來實行し來つたものにあると、其の誤謬も少く、且あつた處で、大體如何なる點に最多いか、採いふ事が分つて、來て居る故、此の検査を爲さず、其の代り製表方法に改良を加へ、直に製表に着手することにして居るが、それでも最初十年間程は、矢張検査をしたのであつた。ましてや例へば東京市の市勢調査に於けるが如く、人別の小票が一所帯毎に一括せられてあるものゝ如きは、互に關係して居る場合が多い。それ故その小票は、一枚毎に其の内容を検査する外に、各小票相互の關係をも検査せなければならぬ。例へば一所帯中に親子の小票があれば、其の年齢は親より子が多からずや否やを検し、夫婦の小票があれば、婚姻關係は兩方共有配偶者となつて居らなければならぬといふことに注意せなければならぬ。斯様な次第である故、是等のものに在りては、其の所帯票を分離せぬ中に、充分の検査をせなければならぬのである。尙調査事項の異なるに従

検査の分業

つて、其の場合々々で豫此處に一定したことは言ひ得るものではないが検査せねば兎に角検査するとすれば、内閣統計局の人口動態統計の小票の如く五種類もあつて、其の内容も十數項ある場合は、一人で悉く之を検査するよりも、出生票なれば出生票のみ、死亡票なれば死亡票のみといふ様に、分業する方がよいのである。加之出来得べくんば各種類に就いて分業する許りでなく、一種類中の各項に就いても、亦分業する様にすれば、一層正確に検査することが出来る。然しながら其の各項を、必別々の人が検査するといふことは、調査事項と小票の様式杯に依り、餘程考ねねばならぬことがある。例へば統計局の死亡票に、

- (四) 死亡ノ時 大正五年五月十日 午前 三時
- (五) 出生ノ時 大正五年七月九日 後 三時

と記入したるものがあつた場合に、一項毎に別々の人が検査したならば、(四)も(五)も缺點がない。しかし(四)と(五)と比較して見れば、明瞭に死亡の時が、出生の日より早い事が分る。尤之は餘り分り易い誤謬である故、そんなことは直發見す

るだらうといふかも知れぬが、事實いくらも發見し得ぬことがある。況若其の離婚票に

(二)	
協議上ノ離婚	届出ノ日 年 月 日
裁判上ノ離婚	確定ノ日 大正五年八月三日
離婚ノ原因	離婚ノ訴ヲ提起シタル者 夫妻
	民法第八百十三條 第九號

としてあるに拘らず、

(五)	
離婚當時ノ所在地	夫 (縣府) 東京府 (市郡) 東京市 (村町) 本郷區森川町
	妻 (縣府) 神奈川縣 (市郡) 横濱市 (町村) 伊勢崎町

としてあるのがあつたならば如何であるか、民法第八百十三條の第九號は、夫妻の一方が三年以上所在の知れぬ爲に、訴を提起したのである故、妻が提起した場合には夫の所在地は無論不明でなければならぬ。然るに明瞭に之を記載



關係事項は  
同一人が檢  
査せよ

照會の結果  
小票枚數に  
増減を生ず  
るこゝあり

してあるけれども之は前の出生票とは異つて項が並んで居らぬ故、餘程注意  
せんければ之を發見することは出來ぬ。ましてや一項毎に別々の人が檢査す  
るとすれば、到底發見の途はない。それ故此様な場合があつたならば、其の調査  
事項の相互の聯絡を熟考の上、關係事項を同時に同一人が檢査せんければな  
らぬのである。

さて右の如く精細に檢査を爲し、若誤謬を發見したならば直に照會を發し、  
其の回答を得たならば夫々訂正を加へ、然る後次ぎの機關に引繼ぎ始めて檢  
査部の仕事を終るのであるが、誤謬と思はるゝ事項を照會した結果、往々小票  
枚數に増減を生ずることがある故、是亦餘程注意せんければならぬ。小票授受  
部で送致目録に照し、正確と認められた數に、増減が出來る譯がない様に思はれる  
が、實際は中々さうのみは參らぬ。例へば、双生兒の小票を、同一番號のもので二  
枚作つた時は、送致目録の備考欄に其の理由が記載してなくも、枚數と番號と  
符合しないから、授受部で發見するが、若一枚の小票へ二人共記入してあれば、  
授受部では發見し得られぬ。これは如何しても檢査部へ來た上始めて發見す

る外はない。此の場合には則一枚追加する事がある。又夫が死亡した爲、實家へ復  
籍したのを、戸籍受附帳の種類番號へ、誤つて離婚番號を附した爲、離婚票を作  
製して提出したとすれば、是亦授受部では其の誤謬を發見することが出來ぬ。  
なせかれば、離婚票の送致目録と其の枚數とは、相一致して居るからである。け  
れどもこれを檢査部へ廻付し來り、其の内容を檢査すれば、直に其の誤謬を發  
見し得て、之を控除する事になるのである。其の他例を擧ぐれば、澤山あるが、要  
するに檢査部では、授受部で發見し得ぬ、小票内容の不備を檢査して完全ある  
ものとなし、製表部に於いて、毫も故障なく、製表し得る様にせんければならぬ  
のである。

三、符號の記入

統計表を作製するに當りて、其の事項の内譯が、僅々數種に過ぎぬものであ  
れば、詳言すれば體性は男女の二より外はない。婚姻關係は未婚者、有配偶者、  
又は寡及離婚者の四種より外はない。斯様なものゝみであれば、敢て符號を用  
ひる必要はないのであるが、職業とか死亡原因とかいふ者の如く、其の種類が

死因類別

職業類別

千萬を以て算すべきものに至つては、到底一種類毎に之を表章することは出来ぬ。縦令出来たにせよ、其の結果は決して其の勞に酬ひざるに至るは明瞭である。故に之を類聚彙纂して適宜の類別となし、而して後之を表章せんければならぬ。中には特に一種類毎に表章せんければならぬ場合があるかも知れぬが、大抵は類聚して表章するのである。然らば其の適宜の類別は如何して作るかといへば、其の類別の種類に依りては、調査の都度新に作らねばならぬかも知れぬが、類別の編成といふことは中々六かしいもので、決して一朝一夕にして出来得べきものでなく、何れも夫々其の道の學者に依りて、研考考定して貫はねばならぬ。殊に死亡原因類別の如きは、醫學の素養ある人でなければ、到底成し得るものではない。然しながら死亡原因の類別は、幸内閣統計局に於いて制定せられたものがあり、それから比較的需用の多い職業類別も、矢張統計局で制定せられたもの、及余の編成したものがある故、死因類別は統計局制定のもの、職業類別は余の編成したものを卷末に掲ぐることにした。

さて、所要の類別は出来たとして、多くの種類名稱に就き、之を類聚彙纂して

符號記入者の養成

種類名稱の彙及索引

各適當の類別に屬せしめねばならぬ。これが前に言ふが如く、數千種類に依りては萬以上の多くである故、其の鑑別が中々むづかしい。なせなれば小規模の調査であれば兎に角、少しく規模の大なる調査であれば、其の製表に従事するものは、數人乃至數十百人を要することがある。此の數人乃至數十百人が、皆其の鑑別が出来なれば問題はないが、中々さうは參らぬ。恐くは其の中の一人なりとも鑑別し得るものはあるまいと思はるゝのである。然らば如何にせばよいかといへば、豫其の名稱に依りて、所屬類別を鑑別し得る人を養成し置き、其の人をして小票一枚毎に、其の所屬類別の符號を記入せしめ、製表者は其の符號の示す通り、唯機械的に之を分類すればよい様にして置くのである。此の如くすれば、縦令幾萬の種類名稱があつても、之を分類するの容易なることは實に説明も出来ぬ位である。

所で、各種の名稱を鑑別して其の所屬類別を定め、之に符號を記入する人を養成するには、如何にすべきかといふ問題であるが、それには先づ其の分類すべき種類名稱の彙及索引を編纂せんければならぬ。これも其の種類に依り

の編成

ては、類別を編成した學者に依つて編纂して貰はねばならぬのである。職業や死因の名彙及索引は、既に編成せられてあるが、何れも大部のもの故、本書には載せることは出来ぬ。

符號記入の方法

斯様にして類別が出来、名彙が出来た所で、符號は如何にして記入するかといへば、唯其の索引に依り其の符號を知り、之を記入さへすればよいのであるが、一々索引に依つて居る様では中々間に合はぬ。然し最初は矢張り索引に依り、何の職業は何の類別に屬し、其の符號は何、又何の病氣は何の死因類別に屬し、其の符號は何と記憶して、遂に之を暗記し、結局索引は何か異常の名稱に遭遇した時の参考に供する位でなければならぬのである。かく熟練せしむるには、到底一朝一夕には出依ぬ故、豫養成し置かねばならぬのであつて、亦此の符號記入なる一機關の生じたる所以である。けれども其の人数は餘り多くはいらぬ。國勢調査の如きは格別であるが、一地方の調査であれば、如何に大規模のものでも、先十人以内で充分間に合ふことと思はれる。其の他のものに在りては、大抵二三人もあればよろしいが、只最熟練した人でなければならぬのであ

職業上の地位

る。

序に述べて置くが、職業の分類を爲す場合には、職業名の符號の外、職業上の地位の符號も、同時に記入せなければならぬ場合がある。職業上の地位といふは、等しく或職業に従事して居るものにも、獨立して自之を經營するものゝみではなく、他人に雇傭せられて、其の主人を補助するものがある。又其の雇傭せらるゝものゝ中にも、其の主人に代りて、他の被雇傭人を指揮監督するものと、單に勞働に従事するものとの別がある。斯様な階級が即職業上の地位といふのである。此の地位の階級は、今掲げた三つ位ではなく、随分種々に分けて置くこともある。又職業の性質に依りては、多少其の地位の階級を變更しなければならぬこともあるが、要するに上述の三階級の内譯、若くはそれに類似のものとなるのである。而して此の地位別は、經濟上又は社會上の研鑽には、最必要なることである。故、職業の調査をなした時は、大抵此の區別を爲すべきことである。彼の東京市市勢調査に用ひた人別票の上欄は、是等の符號を記入する爲に設けたものであつて、第貳篇第三章參照(二〇)に屬するもの三欄(主)に屬するもの

東京市市勢調査小票上欄の説明

四欄「1乃至9」に属するもの各二欄づゝある。而して「0」は下の(八)の職業中の本業、其の地位及扶養關係、即其の人は、人を扶養して居るか、其の職業を採る人に扶養せられて居るかの符號を記入すべき欄、主は所帯主の本業、其の地位及扶養關係の符號、並に其の所帯に現在して居る人員を記入すべき欄、「1乃至9」は、下の(八)の副業及其の地位の符號を記入すべき欄である。故に其れが所帯主の人別票であれば、「0」へも「主」へも同一符號を記入することゝなり、副業がない時は「1乃至9」欄は、全部不用となるのである。それから此の副業であるが、(八)には「第一乃至第四」迄しかなく、上欄には「1乃至9」迄あつて、其の欄が一致して居らぬ。それは下の欄は、之に記入するに、比較的樂にしてある故、若四つ以上の副業があつた場合は、本業及副業の「第二乃至第四」の欄を二分して、其の下(「第五乃至第九」)の欄を設けて、記入することになつて居るのであるから、序に説明して置く。但し神戸市の人別票には、斯様な欄が設けてない故、如何するかといふ疑が起るかも知れぬが、其の時は人別票の餘白、又は欄外一定の場所へ記入すればよいのであつて、強斯様な欄を設けんでも記入し得るのである。

四、小票の組換

小票の組換といふことは、大抵の調査では必要がない。現に之を實行して居るのは、統計局及臺灣の人口動態統計のみである。それは材料を提出した所と、事件發生地、事件發生地とは生れた處とか、死んだ處とかいふことである(と必しも同じでない。然るに其の統計表は多くは事件發生地に依りて作製せらるゝのである。故に提出した儘の材料で、直に製表する譯に參らぬ。必先之を事件發生地に直さねばならぬ。之が即小票の組換である。統計局の組換は、死産票の外は、本籍地から提出せしめるのであつて、之を事件發生地に組換を爲し、製表をして居るのであるが、現住地を本籍地に組換へたり、又は現在地に組換へたりすることも、矢張小票を分けて數へるに外ならぬのである。そこで、其の作業の結果を書き取れば、一の表が出来るから、此の組換も廣き意味に於いては、一種の製表作業であるが、然し其の表は終極の目的とする表ではない。單に小票を互に交換する、即提出地から事件發生地へ交換する、その手續を監督する表であつて、終極の統計表は、此の組換へられた小票に依て、製せられるのである。故

材料提出地  
と事件發生地  
とは必ずしも  
同一なら

小票組換は  
一種の製表  
作業といふ  
を得べし